

平成 25 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

山形大学

平成 26 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織	8
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	16
基準5 教育内容及び方法	19
基準6 学習成果	31
基準7 施設・設備及び学生支援	34
基準8 教育の内部質保証システム	40
基準9 財務基盤及び管理運営	43
基準10 教育情報等の公表	49
<参 考>	51
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	53
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	54

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

25年7月	書面調査の実施
8月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月	評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
26年1月	評価委員会（注3）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成26年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

飯野正子	津田塾大学名誉教授・前学長
一井眞比古	国立大学協会専務理事
稲垣卓	福山市立大学長
尾池和夫	京都造形芸術大学長
大塚雄作	京都大学高等教育研究開発推進センター長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学長
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
金川克子	前 神戸市看護大学長
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	前 新潟大学長
郷通子	情報・システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構教授
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構教授
中島恭一	富山国際大学長
ハス エーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学長
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荻 上 紘 一	大妻女子大学長
梶 谷 誠	電気通信大学長
小 間 篤	秋田県立大学理事長・学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
◎ 鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
土 屋 俊	大学評価・学位授与機構教授
矢 田 俊 文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

大 畠 一 芳	茨城大学教授
○ 梶 山 千 里	福岡女子大学理事長・学長
○ 片 峰 茂	長崎大学長
○ 清 原 正 義	兵庫県立大学理事長・学長
◎ 小 間 篤	秋田県立大学理事長・学長
○ 小 松 正 幸	前 愛媛大学長
近 藤 倫 明	北九州市立大学長・副理事長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
関 口 正 司	九州大学教授
土 屋 俊	大学評価・学位授与機構教授
本 家 孝 一	高知大学副理事
前 田 早 苗	千葉大学教授
前 田 健 康	新潟大学教授
吉 岡 政 徳	神戸大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

◎ 梅 田 源 一	公認会計士、税理士
梶 谷 誠	電気通信大学長
○ 佐 藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
宮 直 仁	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成25年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

山形大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学生が主役の大学創りを目指し、毎年「結城プラン」として、大学が取り組むアクションプランを策定し、このプランに沿って、1年間の改革が進められ、その達成状況を検証している。
- 教育活動の活性化及び教員の意欲向上を図ることを目的として、教育や学生支援に貢献した教員を表彰する優秀教育者賞制度を実施している。
- 教員の個人評価が実施され、その結果を給与等の処遇に反映させている。
- 平成21年度に文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択された「到達目標を明確にした自己実現学習システム」において、学習ポートフォリオシステムを開発し、同システムを用いて、各学部において教育課程の妥当性の検証等に着手している。
- 平成20年度に文部科学省「戦略的大学連携推進事業」に採択された「大学コンソーシアムやまがたを基盤とする地域教育研究機能の強化」により、支援期間終了後も基盤教育において最上川学に関する授業を展開している。
- 平成24年度に文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「美しい山形を活用した社会人育成山形講座の展開」において、単位互換のシステムを活用し、山形県内高等教育機関、自治体、商工会議所等の連携による共同教育により学生の社会人の育成を進めている。
- 平成25年度に文部科学省大学COC事業に「自立分散型（地域）社会システムを構築し、運営する人材の育成」が採択され、地域が必要とする人材の育成につながる教育、そのために必要な研究、及び研究・教育・文化・医療等の分野における社会貢献を通して、地域社会の要請に積極的に応え、地域の再生・活性化に継続的に寄与し得るシステムの実現を目指している。
- 平成24年度に文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム（オンリーワン型）」に「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」が採択され、平成25年度より、理工学研究科（工学系）において、単一分野にとらわれない横断的な知識・技術習得を目指すフレキシブルな5年一貫教育によって、有機材料の価値を創成するグローバルリーダーの育成が行われている。
- 学習サポート制度、アドバイザー制度及びGPA制度の3つの柱で構成されている「YUサポーターリングシステム」により、アドバイザー教員が中心となって機能的に学生への支援・助言を行っている。
- 平成24年度に文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「東日本広域の大学間連携による教育の質保証・向上システムの構築」において、東日本広域圏の国公立の大学・短期大学・高等専門学校が連携するFDネットワーク「つばさ」の実績を基盤として、効率的かつ実質的な教育の質保証・向上システムを確立することを目的とし、学生が自己学習力と社会人基礎力を身に付けることを目標にプロジェクトを実施している。
- 毎年、部局の組織評価を実施し、3区分によるランク付けを行い、区分によってインセンティブ経費を傾斜配分している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学部規則第1条第1項に「山形大学は、教育基本法の本質にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し知的道徳的及び応用的能力を展開させて、平和的民主的な国家社会の形成に寄与し、文化の向上及び産業の振興に貢献することを目的及び使命とする。」と規定している。また、各学部の目的は、同条第2項に規定している。さらに、各学科の目的は、各学部において定められている。

また、平成20年10月に大学が発展していくための将来の長期ビジョンとして「山形大学の将来構想」を取りまとめ、大学の基本理念として、「学生教育を中心とする大学創り」、「豊かな人間性と高い専門性の育成」、「『知』の創造」、「地域及び国際社会との連携」及び「不断の自己改革」の5つの基本理念を明示し、この将来構想を基に第2期中期目標・中期計画を策定している。

さらに、学生が主役の大学創りを目指し、毎年「結城プラン」として、大学が取り組むアクションプランを策定している。このプランに沿って、1年間の改革が進められ、その達成状況を検証している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院（専門職学位課程を含む。）の目的は、大学院規則第1条第1項に「山形大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と規定している。また、各研究科の目的は、同条第2項に規定している。さらに、各専攻の目的は各研究科において定められている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○ 学生が主役の大学創りを目指し、毎年「結城プラン」として、大学が取り組むアクションプランを

策定し、このプランに沿って、1年間の改革が進められ、その達成状況を検証している。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し知的・道徳的及び応用的能力を養成することを主たる目的とし、以下の6学部から構成されている。

- ・ 人文学部（2学科：人間文化学科、法経政策学科）
- ・ 地域教育文化学部（1学科：地域教育文化学科）
- ・ 理学部（5学科：数理科学学科、物理学科、物質生命化学科、生物学科、地球環境学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、看護学科）
- ・ 工学部（8学科：機能高分子工学科、物質化学工学科、バイオ化学工学科、応用生命システム工学科、情報科学科、電気電子工学科、機械システム工学科、システム創成工学科）
- ・ 農学部（1学科：食料生命環境学科）

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものと判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

平成20年7月から新しい教養教育の在り方について検討を始め、平成22年4月入学者から、従来の教養教育を基盤教育と改め、4年間の学士課程教育の基盤となる教育を行っている。基盤教育の運営及び実施の中心的な業務を担う組織として基盤教育院を置き、全学協力体制で基盤教育を実施している。基盤教育は、導入科目、基幹科目、教養科目、共通科目及び展開科目で構成し、展開科目を除く4つの科目に対応した部門を置き、それぞれに部門長を配置するとともに、その下に、各科目の授業科目や領域に対応して当該領域等を統括するディレクターを配置している。また、基盤教育の実施及び基盤教育院の運営に関わる事項を審議するため、基盤教育院会議を置き、その下に、基盤教育の実施計画の立案、その他基盤教育の実施に関わる事項を審議する基盤教育実施会議を置いている。さらに、基盤教育の内容について不断に研究し発展させるために基盤教育研究部を置き、基盤教育研究部長（専任教員）の下に14人の専任教員を配置している。基盤教育院長をはじめ、基盤教育実施部の4部門長及び基盤教育研究部長を学長任命の職とし、組織体制を整えている。そのほかに基盤教育評価改善会議を置き、基盤教育の点検・評価及び教育方法等の改善について検討し、報告書を作成している。

また、小白川キャンパスに教育開発連携支援センターを置いて、基盤教育をはじめ全学的な授業改善活動や教育活動の共通課題への取組を支援している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は、以下の6研究科から構成されている。

- ・ 社会文化システム研究科（修士課程2専攻：文化システム専攻、社会システム専攻）
- ・ 地域教育文化研究科（修士課程2専攻：臨床心理学専攻、文化創造専攻）
- ・ 医学系研究科（博士課程1専攻：医学専攻、博士前期課程2専攻：看護学専攻、生命環境医科学専攻、博士後期課程2専攻：看護学専攻、生命環境医科学専攻）
- ・ 理工学研究科（博士前期課程14専攻：数理科学専攻、物理学専攻、物質生命化学専攻、生物学専攻、地球環境学専攻、機能高分子工学専攻、有機デバイス工学専攻、物質化学工学専攻、バイオ化学工学専攻、応用生命システム工学専攻、情報科学専攻、電気電子工学専攻、機械システム工学専攻、ものづくり技術経営学専攻、博士後期課程6専攻：地球共生圏科学専攻、有機材料工学専攻、バイオ工学専攻、電子情報工学専攻、機械システム工学専攻、ものづくり技術経営学専攻）
- ・ 農学研究科（修士課程3専攻：生物生産学専攻、生物資源学専攻、生物環境学専攻）
- ・ 教育実践研究科（専門職学位課程1専攻：教職実践専攻）

このほかに、岩手大学を基幹大学とし、当該大学、弘前大学及び帯広畜産大学を参加大学とする岩手大学大学院連合農学研究科（博士課程）の教育研究に参画している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

1年課程入学定員40人の養護教諭特別別科を設置している。看護師の免許を取得している者を対象として、学校において児童生徒の保健体育と保健管理を実践的・創造的に担い、子どもたちの健康の保持増進と健やかな発育発達を保証するために活躍できる養護教諭の養成を目的としており、その教育課程は、養護教諭としての専門科目、教員となる上で必要な基礎教職科目、系統的に配置された養護実習と全学生を対象にした健康診断実習、さらに研究室に所属して行う卒業研究等から構成されている。これらの科目は、臨床心理学と学校保健学を専門とする専任教員と地域教育文化学部の協力教員が担当している。

これらのことから、別科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

小白川キャンパスに大学教育に関する研究及び教育方法等の改善と教育の社会連携に関する業務を行う教育開発連携支援センターを設置しているほか、附属博物館、情報ネットワークセンターを設置している。

大学設置基準に定められた施設として医学部附属病院、附属学校（幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校）、工学部ものづくりセンター（実験・実習工場）及び農学部附属やまがたフィールド科学センター（農場・演習林）を設置している。

さらに、学部附属の教育研究支援施設等（人文学部：ナスカ研究所、地域教育文化学部：教職研究総合センター、理学部：高感度加速器質量分析センター・放射性同位元素実験室・裏磐梯湖沼実験所、医学部：メディカルサイエンス推進研究所・動物実験施設・遺伝子実験施設・教育研究支援センター・R Iセンター・

総合医学教育センター・がんセンター・環境保全センター、工学部：国際事業化研究センター・有機エレクトロニクス研究センター・有機エレクトロニクスイノベーションセンター・学術情報基盤センター・国際交流センター、農学部：学術情報基盤センター・遺伝子実験室・放射性同位元素実験室）を設置している。

これらの施設は、学部及び研究科と連携して、実験・実習の場を提供するなど教育研究において、重要な役割を果たしている。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究に係る重要事項を審議するため、全学組織として教育研究評議会を、各学部教授会を、各研究科に研究科委員会を設置している。

教育研究評議会は、教育に関する中期目標・中期計画・年度計画のほか、教育に関わる重要な規則の制定・改廃、教員人事及び教育課程の編成方針、学生の在籍と学位授与に関する方針、教育の状況に関する自己点検・評価等、教育活動に関する基本方針を審議し、毎月1回を定例として、平成24年度は12回開催している。

各学部の教授会は、学部教授会規程に基づき、教育課程の編成、学生の在籍及び学位の授与に関する事項、その他教育に関する重要事項を審議している。各学部の教授会は毎月1回程度を定例として開催し、上記事項の審議及び学部の教育に係る諸委員会の報告を行っている。

各研究科の研究科委員会は、大学院研究科委員会規程に基づき、教育課程の編成、学生の身分、論文審査及び試験に関する事項、その他研究科に関する重要な事項を審議している。各研究科の研究科委員会は毎月1回程度を定例として開催している。

また、教務、学生の福利・厚生補導に関する事項等を審議する全学委員会として、教育・学生委員会（委員長：教育・学生関係業務担当副学長）を設置している。同委員会は、各学部の副学部長、学部選出教員各2人のほか、基盤教育院選出教員、保健管理センター所長等を委員として、全学体制の構成としており、2か月に1回程度を定例として開催している。

各学部には教授会のほか、教育委員会（人文学部）、学務委員会（地域教育文化学部、工学部、農学部（農学研究科に係るものも担当））、教務厚生委員会及びカリキュラム・授業改善委員会（理学部）、教務委員会及びカリキュラム検討委員会（医学部）を置き、教育課程や教育方法の検討等の学部教育全般について審議し、カリキュラム検討委員会（医学部）を除き、毎月1回を定例として開催している。

上述のほか、学士課程教育については、教育課程の編成等への取組を強化し、教育の質の保証の確保に資することを目的として、平成25年4月に学長任命による教育ディレクター制度を整備している。同制度に基づき、各学部の学科又はコース及び基盤教育院の部門に配置された教育ディレクターが、当該学科・コース・部門等における教育課程の実施等の統括に当たるとともに、教育ディレクターの業務を統括する統括教育ディレクターが、当該学部等内における教育課程の実施等についての企画及び検証や、学部等間の必要な連絡調整に当たっており、今後、同制度が進展していくことが期待される。

研究科には研究科委員会のほか、運営委員会（社会文化システム研究科）、大学院委員会（医学系研究科）、教務委員会（理工学研究科）を置き、教育課程や教育方法の検討等の大学院教育全般について審議し、毎月1回を定例として開催している。なお、地域教育文化研究科及び教育実践研究科にあつては、地域教

育文化学部との緊密な連携を図るため、3部局合同の統合マネジメント会議を置き対応している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っている と判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 各学部の学科又はコース並びに基盤教育院の部門等に教育ディレクターを配置し、教育課程の編成や検証を行う体制を整備しており、今後の進展が期待される。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員は自らの専門分野に関連する学部・大学院又は附属教育研究支援施設等に所属し、学部・大学院の教育を担っている。なお、教員は、工学部においては大学院理工学研究科に所属し学部を兼務しているが、そのほかの学部においては学部にも所属し大学院を兼務している。

医学系研究科及び理工学研究科には、学部にも基礎を持たない独立専攻（生命環境医科学専攻、有機デバイス工学専攻及びものづくり技術経営学専攻）があり、専任教員を配置して教育研究に当たっている。

また、各学部には、学部長を置き、医学科を除く学科に学科長を置く責任体制をとっている。また、大学院においては、各研究科に研究科長を置く責任体制をとっている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 人文学部：専任85人（うち教授45人）、非常勤35人
- ・ 地域教育文化学部：専任85人（うち教授41人）、非常勤17人
- ・ 理学部：専任73人（うち教授38人）、非常勤22人
- ・ 医学部：専任178人（うち教授48人）、非常勤190人
- ・ 工学部：専任160人（うち教授60人）、非常勤8人
- ・ 農学部：専任65人（うち教授31人）、非常勤68人
- ・ 基盤教育院：専任15人（うち教授4人）、非常勤20人

教育上主要と認められる授業科目として、専門科目の必修科目、選択必修科目には専任教員が多く配置されているが、基盤教育の一部（約30%）については非常勤講師を配置している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認められる授業科目には、原則として専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 社会文化システム研究科：研究指導教員 69 人（うち教授 48 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 地域教育文化研究科：研究指導教員 21 人（うち教授 14 人）、研究指導補助教員 9 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 58 人（うち教授 31 人）、研究指導補助教員 7 人

〔博士前期課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 19 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 14 人
- ・ 理工学研究科：研究指導教員 250 人（うち教授 105 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士後期課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 19 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 14 人
- ・ 理工学研究科：研究指導教員 155 人（うち教授 101 人）、研究指導補助教員 42 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 53 人（うち教授 29 人）、研究指導補助教員 35 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育実践研究科：14 人（うち教授 7 人、実務家教員 6 人）

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員組織の活動をより活性化するため、教員の採用は全学的に原則公募により実施している。また、公募条件に合致すれば性別や国籍に関係なく公平な選考を行っている。

教員の年齢構成の割合は、平成 25 年 5 月時点で次のとおりである。26～29 歳は 1.5%、30～34 歳は 8.9%、35～39 歳は 17.3%、40～44 歳は 20.2%、45～49 歳は 16.2%、50～54 歳は 14.0%、55～59 歳は 11.6%、60～65 歳は 10.3% である。また、平成 25 年 5 月時点で、外国人教員の比率は 2.7% であり、女性教員の比率は 12.6% である。なお、女性教員に対しては、研究継続支援員制度を平成 22 年度から導入し、出産・育児・介護等と教育研究の両立を支援し、女性教員の比率の増加に努めている。研究継続支援員の業務は、研究・教育の補助業務で、研究データの入力・解析補助、実験補助、資料作成補助等である。保育所についても既に設置されている医学部のほか、小白川キャンパスにも設置を計画している。

教員の個人評価については、平成 18 年度から本格的に導入している。任期制については、医学部及び医学系研究科において完全任期制を実施している。

また、優秀な若手教員を育成するため、理学部、医学部、農学部及び理工学研究科においてテニユア・トラック制度を導入して、これまでに 12 人が採用され、理工学研究科では 9 人のうち 4 人が准教授に昇格している。

さらに、平成 24 年度から、教育活動の活性化及び教員の意欲向上を図ることを目的として、教育や学生支援に貢献した教員を表彰する優秀教育者賞制度を実施し、平成 24 年度には 24 人が受賞している。また、理学部、医学部や基盤教育では部局独自の表彰制度を置いて実施している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用は、教員選考規程を基に実施されている。学部においては、研究業績に加えて、教育実績や社会貢献を考慮して採用や昇任を決定しており、医学部医学科及び医学系研究科の臨床系講座では臨床能力を重視している。専門職学位課程を除く大学院課程の教員は、それぞれ研究科委員会で、教育研究上の指導能力を、専門職学位課程の教員は教育上の指導能力を審査の上、決定している。なお、採用時に面接・プレゼンテーション等を課している。また、教員選考委員会の組織形態は学部により異なるが、その職位ごとに選考委員会を設置し、他学科等の教員を選考委員に含めるなど公平性を確保しながら、慎重な審議を行い決定している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

学部等においては、教員の個人評価を導入し、原則3年ごと（地域教育文化学部は4年ごと、医学部及び医学系研究科は個々の教員の任期（5年）満了前）にその間の活動状況を提出して学部の評価組織による評価を受け、その評価結果は学部長から学長に報告される体制をとっている。

評価の対象は、「教育」、「研究」、「社会連携」及び「管理運営」の4領域（医学部及び医学系研究科の臨床系については、「診療」を含めた5領域）とし、その結果は、本人に通知されるとともに、給与等の処遇に反映させている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動を展開するために必要な事務職員は、各キャンパスに配置しており、特に全学部の1年次生（工学部システム創成工学科（フレックスコース）を除く。）と3学部が集中する小白川キャンパスに、学生系事務部門を一元化した学生センターを設置している。同センターに専任職員42人、非常勤職員21人を配置し、集中的に支援する体制を整えている。

基盤教育では、担当の事務職員に加えて情報処理、語学教育等の科目にはTAを配置している。また、各学部では、事務職員のほか、理系学部では実験・実習・演習等の教育支援を行う技術系の職員を配置するとともに、実験・実習・演習等の授業の準備等を補助するTAを多数活用している。平成24年度における学部別のTA採用状況は次のとおりである。人文学部では24人、地域教育文化学部では34人、理学部では101人、医学部では40人、工学部では405人、農学部では58人を採用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育活動の活性化及び教員の意欲向上を図ることを目的として、教育や学生支援に貢献した教員を表彰する優秀教育者賞制度を実施している。
- 教員の個人評価が実施され、その結果を給与等の処遇に反映させている。

【更なる向上が期待される点】

- 出産、育児、介護等に関わる女性研究者を支援する研究継続支援員制度を整備し、女性教員の増加に努めている。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程全体の入学者受入方針は、次のように定められている。

「山形大学は、以下のような能力と資質を備えた人を求めている。

- ・ 人間と自然を愛し、人との出会いを通じて学び合おうとする人
- ・ 知的好奇心が旺盛で、課題に向かって主体的に行動しようとする人
- ・ 社会・環境・国際問題に関心を持ち、地域および世界に貢献しようとする人
- ・ 前向きに新たな試みに挑戦する人

そのほか、学部・学科及びコースごとに入学者受入方針が定められている。入学者受入方針の求める学生像には、学生に求める意欲や基礎学力を記載しており、例えば、人文学部人間文化学科では「国語、外国語、地理歴史、公民、数学、理科等について、高等学校卒業水準の基礎学力を身につけている人」を掲げている。

選抜の基本方針等については、一般入試、AO入試、推薦入試、社会人入試、私費外国人留学生ごとに入学者選抜要項、学生募集要項に明示し評価の視点を明らかにしている。また、第3年次編入学生を受け入れている学部にあっては、学科ごとに入学者受入方針が定められている。

大学院においても、各研究科の基本理念及び教育目的に沿って入学者受入方針が定められている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

各学部において一般入試、AO入試、推薦入試、社会人入試及び私費外国人留学生入試の多様な選抜を実施している。

一般入試においては、前期日程、後期日程に分け、各学部・学科が指定する大学入試センター試験科目を課すとともに、個別学力試験、小論文、面接（口頭試問を含むものもある。）、実技検査等を課している。

個々の選抜試験については、学力検査実施教科・科目等として取りまとめて、詳細をウェブサイトに掲載して周知を図っている。

大学院においても、修士課程、博士前期課程では、学力検査、面接、小論文によって総合的に合否を判断している。医学系研究科及び理工学研究科の博士課程、博士後期課程では、学力検査、面接のほか、研究実績や研究計画書等の調書も合わせて総合的に判定している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学試験の実施は、学長を委員長とする入学試験委員会が掌握している。一般入試、特別入試等に関する業務を円滑に行うために入学試験実施会議を組織し、個別学力検査の問題作成・採点、実技検査・面接・小論文、大学入試センター試験の成績等の入学者選抜に関する業務及び各学部間の連絡調整を行っている。

個別学力検査の問題作成に関しては、各学部から選出された教員が作成に当たり、同時に各学部から選出された査読・校正担当教員等が、試験問題、解答用紙及びそれらの印刷に不備がないよう注意を払っている。試験当日には、受験生の出題に対する質問に迅速かつ適切に対処するために、全学を挙げた体制で臨んでいる。

各学部の入学試験の実施については、各学部長を責任者とする委員会を設置し、全学の入学試験委員会と連携して入学試験業務を行っている。各学部における個別学力試験等の実施は、各学部で入学試験実施要領を作成し、試験場本部の設置、試験場の準備・管理、監督者心得、監督要領、不測の事態への対応等を明示して、試験を実施している。各学部では担当委員会が入学者選抜試験の結果に基づいて合格者判定資料を作成し、その資料を基に教授会において合否判定を行っている。試験の採点に当たっては、小論文・面接・実技検査は、複数の教員によって採点・集計し、評価を行っている。学力検査の得点集計作業も複数の教員で確認し合い、ミスが生じないように注意を払っている。

大学院の入学試験の実施においても、研究科長を責任者とする委員会が設置され、学生募集要項に基づき、学力検査、面接、実技検査等が実施されている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者選抜の単位である学部・学科の入試対策を担当する委員会等が中核となって入学者選抜方法の検証と改善を行っており、受験者の状況や傾向、入学試験の結果、合格者の入学後の動向、その他入学者選抜方法に関する事項を分析し、教授会において審議の上、入学試験に対応している。なお、学士課程の入学者受入方針の検証については、学内外の学識経験者からなる「山形大学の学士課程教育に係るアドバイザリーボード」を設置して、全学的に対応している。また、エンロールメント・マネジメント部を中心に、高等学校訪問等の広報活動で得られる情報を各学部を提供して情報の共有化を図っている。

大学院においては、各研究科で入学試験の結果を分析し、その結果に基づいて受験者の動向に沿った入試日程等を編成している。また、大学院課程の入学者受入方針の検証については、今後進めていくことが望まれる。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成21～25年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成24年4月に改組された地域教育文化学部は平成24～25年度の2年分。)

〔学士課程〕

- ・ 人文学部：1.05倍
- ・ 人文学部（3年次編入）：1.12倍
- ・ 地域教育文化学部：1.05倍

山形大学

- ・ 理学部：1.02 倍
- ・ 医学部：1.00 倍
- ・ 医学部（3年次編入）：0.60 倍
- ・ 工学部：1.06 倍
- ・ 農学部：1.05 倍

〔修士課程〕

- ・ 社会文化システム研究科：1.06 倍
- ・ 地域教育文化研究科：1.16 倍
- ・ 農学研究科：0.91 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 医学系研究科：0.78 倍
- ・ 理工学研究科：1.17 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 医学系研究科：0.65 倍
- ・ 理工学研究科：1.08 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：0.80 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育実践研究科：1.06 倍

〔別科〕

- ・ 養護教諭特別別科：0.99 倍

医学系研究科（博士後期課程）では入学定員充足率が低い。医学系研究科（博士後期課程）においては、大学院合同説明会への参加、近隣大学訪問、大学院のウェブサイトのリニューアル、関係機関及び卒業生への学生募集要項・ポスターの発送等、広報活動を積極的に行い、入学定員充足率の向上に向けて努力をしている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程全体の教育課程の編成・実施方針は、次のように定められている。

「山形大学は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえ、学生が主体的に学ぶことのできるように、学習の系統性に配慮しながら教育課程を編成し、これに従って教育する。

1. 基盤教育では、学問の実践に必要な基礎的能力と健全な批判精神に裏打ちされた幅広い知識を身につけさせるため、「導入科目」「基幹科目」「教養科目」「共通科目」「展開科目」を配置する。
2. 専門教育では、学生の探求心を励まし、中核となる学術成果と基本的な学習方法を修得できるように授業を体系的に配置する。また学習の成果を社会生活や職業生活の場で活かせるような実践的授業も配置する。
3. 学習成果の評価においては、明確な成績評価基準を策定し、学生が自ら知識や理解の到達度を正確に確認できるように配慮する。
4. 学生の問題発見や問題解決に対する姿勢、さらに主体的に学習に取り組む努力を評価する。
5. 自然環境の保全を意識させるとともに、国際交流や地域社会との交流の機会を設け、社会的自覚・指導力を育む。」

基盤教育院では、「山形大学基盤教育の基本方針」として、基本理念においてその概要を示し、具体的詳細は、運営・実施体制、成績評価・単位、教育課程及び教育内容の各項に示している。

各学部では、学士課程全体の教育課程の編成・実施方針を基に、教育内容に応じた学部全体の教育課程の編成・実施方針が総括的に定められている。学部によっては、さらに、学科（コース）ごと、学年ごと

に、具体的な教育課程の編成・実施方針が定められている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

6学部において計 11 種類の専攻分野の学士の学位（文学、法学、経済学、政策科学、教育学、学術、理学、医学、看護学、工学、農学）を授与しており、それらの名称に適合した内容や水準の教育を実施するため、各学部においてそれぞれの教育課程の編成・実施方針に沿って教育課程が編成されている。

基盤教育においては、学問の実践に必要な基礎的能力と健全な批判精神に裏打ちされた幅広い知識を身に付けさせるため、導入科目、基幹科目、教養科目、共通科目、展開科目を配置し、学生がバランス良く受講するよう、各学部において区分ごとに修得すべき単位数が定められている。

専門教育においては、学生に中核となる学術成果と基本的な学習方法を修得させるため、低学年次向けの分野横断的・概論的科目から高度に専門的な科目までを学年進行に従って段階的に履修させるように、専門基礎科目と専門科目、必修・選択の別を設けて授業を体系的に配置している。また、実験、演習、体験型・実践型実習、キャリア教育を取り入れ、学習の成果を社会生活や職業生活の場で活かせるような実践的教育を実施している。さらに、グループワークや卒業研究等を通じて、問題解決能力を養う教育を重視した教育課程を実現している。

3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針）に即した教育課程の編成やその検証を進めるため、学長の任命により、平成 25 年 4 月より各学部及び基盤教育院に教育ディレクターを配置している。なお、教育関係業務を担当する副学長は、各学部における状況を把握するとともに、その検証を行い、教育ディレクターに必要な対応を求めることができる。この体制により、全学的に3つの方針と教育課程との整合性を高め、また、各学部の専門教育と基盤教育、あるいは各学部の専門課程間での教育課程の必要な調整に努めている。

また、平成 21 年度に文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択された「到達目標を明確にした自己実現学習システム」において、学習ポートフォリオシステムを開発している。同システムを用いて、各学部において教育課程の妥当性の検証等に着手している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

基盤教育においては、全学共通テキストを用いた導入科目「スタートアップセミナー」を必修とし、大学で学ぶための共通スキルの修得を促すとともに、総合大学の特性を活かした多様な観点からの教育を提供している。一方、専門教育では、その専門性を踏まえ、学生の進路と密接な教育を提供している。

キャリア教育については、基盤教育において多様な観点からの科目を開講し、全学生が考えるべき人生設計への取組を促すとともに、専門教育においては、専門分野の特性を踏まえたキャリア教育科目や、インターンシップ等を開講し、学生の意向や社会的ニーズを踏まえた指導を行っている。また、医学部の医師・看護師・保健師・助産師免許をはじめ、各学部においてその専門性を活かした免許・資格（教員免許、栄養士、学芸員等）の取得に資するコースないし科目が提供されており、学生の取得希望に応じる時間割編成となるよう配慮されている。

国際化・グローバル化の観点からは、基盤教育において、英語及び初修外国語を能力別クラス編成で開講しているほか、教養科目の「応用と学際」領域において、多様な観点から国際化・グローバル化についての科目を開講し、学生の意識の国際化を図っている。専門教育においても、ネイティブ教員によるコミュニケーション科目を開講するなど、学部の教育目的に沿った言語教育・国際理解教育を実施している。

単位互換については、山形県内の12の高等教育機関と山形県で構成される「大学コンソーシアムやまがた」に加入する9機関間において実施されており、基盤教育科目として他大学の科目を履修することが可能となっている。また、工学部においては、当該大学、群馬大学、徳島大学、愛媛大学及び熊本大学の各工学部間で単位互換を実施している。

また、大学コンソーシアムやまがたを基盤に地域との連携による教育を実施しており、最上川流域の伝統や知恵を未来に伝える最上川学の推進を目的とした「大学コンソーシアムやまがたを基盤とする地域教育研究機能の強化」が、平成20年度に文部科学省「戦略的大学連携推進事業」に採択され、基盤教育において最上川学に関する授業を展開している。さらに、平成24年度に文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「美しい山形を活用した社会人育成山形講座の展開」において、単位互換のシステムを活用し、県内高等教育機関、自治体、商工会議所等の連携による共同教育により学生の社会人の育成を進めている。

山形県内において4年制大学がない最上広域圏全域を大学のキャンパスとみなした「エリアキャンパスもがみ」を活用し、各種のフィールドワークを展開する「フィールドワーカー共生の森もがみ」をはじめとして、地域と連携した各種の実践的体験授業が基盤教育において開講されている。各学部においても、その特性を活かした多様な地域との連携による科目が開講されている。

平成25年度に文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に「自立分散型（地域）社会システムを構築し、運営する人材の育成」が採択され、地域が必要とする人材の育成につながる教育、そのために必要な研究、及び研究・教育・文化・医療等の分野における社会貢献を通して、地域社会の要請に積極的に応え、地域の再生・活性化に継続的に寄与し得るシステムを実現することを目的としている。教育面においては、地域志向型授業科目数、履修者数の数値目標を設定し、地域志向性を高めていくとともに、インターンシップの参加者数も同様に数値目標を設定し進めていくこととしている。

各学部の輪講等において研究論文を取り込んだ教育を行っているほか、人文学部においてはナスカの地上絵研究の最先端の研究成果を取り入れた講義を実施している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

基盤教育及び各学部において、教育目的に応じて、講義とそれを補完・補強する演習・実習・実験を組み合わせることにより、教育効果が得られるよう教育課程が編成されている。

授業の性格に応じて受講人数の制限や学力別クラス編成、高等学校での履修歴による区分、共通テスト等を採用することにより、学習効果が得られるように配慮している。また、情報リテラシー科目を中心に多くの演習・実習授業においてTAを活用し、個々の学生への指導を充実させている。

情報機器の活用については、平成23年度に新たなLMS（Learning Management System）を導入し、資料配付や課題提出、受講者間の議論等に活用している。新たなLMSへの更新により登録人数の上限がなくなったため、より多くの授業で利用することが可能になっている。また、多くの講義室で無線LAN

やスクリーンが利用可能であり、視覚的に分かりやすい講義や学生の演習のためにプレゼンテーションソフトやインターネット等が広く活用されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-2② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、年間 35 週の授業期間を設け、前期・後期それぞれにおいて 15 回の授業を開講するとともに、補講期間を設けて授業回数の確保に努めている。また、全学共通フォーマットのシラバスにおいて、「授業時間外学習へのアドバイス」の項目を設けて、学生に授業時間外における学習を促している。

基盤教育においては、適切な履修を促すため基幹科目の履修制限、展開科目の履修学年制限が設けられている。各学部においても、アンケート等による自習時間の把握（人文学部、農学部）、添削した課題レポートを必ず学生に返却し学生の自主学習を促す（理学部）、欠席に対し厳しい対応を取る（医学部）、J A B E E（日本技術者教育認定機構）に基づく講義内容のチェックとシラバスの継続的見直し（理学部、工学部）等の取組により、それぞれの特性に合った単位の実質化を図っている。全学的な推進のため、教育・学生委員会において、各学部における単位の実質化に向けた取組を調査し、情報共有を図っている。平成 24 年度の学生生活実態調査において、学生の授業に関する予習復習時間について調査した結果によると、1 日当たり平均約 1.2 時間の予習復習を行っている。予習復習等の授業時間外学習時間の増加・確保が望まれる。

これらのことから、授業時間外学習時間の確保に十分な成果が上がっていないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-2③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

当該大学のシラバスは、時間割コード、授業科目名、開講学年、開講学期、単位数、開講形態、英語授業名、担当教員名、担当教員の所属、授業概要（テーマ・到達目標・キーワード）、科目の位置付け、授業計画（授業の方法・日程）、学習の方法（受講のあり方・授業時間外学習へのアドバイス）、成績の評価（基準・方法）、テキスト・参考書、学生へのメッセージ、オフィスアワー等の項目によって構成される共通のフォーマットとなっており、ウェブサイトを通じて公開しているほか、冊子の形態によるシラバスも作成、学生に配付し、履修計画を立てる際にシラバスを必ず参照するよう指導している。シラバスの記載方法については、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）合宿研修等の機会を設けて記載内容の充実を努めている。学生が必要な情報を得やすくなるよう、項目の見直しを行い、教員マニュアルにシラバスの記載方法についての説明を盛り込み、シラバスの充実を図っているが、毎回の授業内容について、学生にわかりやすい形で記載されていないものも見られ、より一層の充実が望まれる。

各学部においても、シラバスの内容についての点検・評価（人文学部）、J A B E E 基準でのシラバス作成（理学部、工学部）、学生アンケートによるシラバスと授業の整合性調査（工学部）等の取組により、適切なシラバス作成に努めている。

学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて、科目選択の際にシラバスを参照するよう指導しており、平成 24 年度の基盤教育学生アンケートにおいて、基幹科目の科目選択の際に最も重視した情報源についての質問項目について、「シラバス」という回答が過半数を占めている。また、平成 24 年度の地域教育文化学部の学生と教員による授業改善アンケートにおいて、「シラバスに目標等は示されていたか」

という設問について、多くの学生が肯定的な回答をしている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、授業内容の確認や科目選択の際の資料等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

独自の全学共通の修学支援システムである「YUサポーターシステム」において、3つの柱である学習サポート制度、アドバイザー制度、GPA（グレードポイントの平均値）制度を活用して、個々の学生に対しケアを行っている。修得単位数、GPA及びGPS（グレードポイントの合計値）に基づき基礎学力不足と判断される学生に対しては、個々の学生に割り当てられたアドバイザー教員が修学面での指導に当たっている。また、学習サポートルームにおいて修学面での指導を受けられるようになっており、1年次にアドバイザー教員が同じキャンパス内にいない医学部・工学部・農学部の学生に対し、配慮している。

全学の初年次教育が実施される小白川キャンパスでは、図書館において大学院学生の学習サポートAA（アドミニストレイティブ・アシスタント）が学部学生に対して学習支援する体制をとっている。また、各学期の初めには、学習相談室を開設し、特に基盤教育の履修について、学生の相談に応じている。

また、全学共通フォーマットのシラバスに、オフィスアワーが記載されており、学生が授業担当教員に修学面での相談を受けることが可能となっている。

基盤教育においては、教養科目の「自然と科学」領域の授業を、高等学校での履修歴も配慮して、未履修者向けの「一般コース」と既習者向けの「発展コース」のレベルに分けて授業を行っている。また、共通科目の「コミュニケーション・スキル1」（英語）は、習熟度に応じて初級・中級・上級のレベル別クラスを編成して授業を行っている。

各学部においても、上記の「YUサポーターシステム」に基づく指導のほか基礎学力不足の学生の指導に当たっている。例えば、基礎学力を補うため、理学部では「科学の世界A」、医学部では「基礎生命科学」を開設している。また、工学部では、大学入試センター試験を要しない入学試験で合格した学生に、入学までの期間中に英語、数学及び物理又は化学について各科目3回の添削指導を行っている。そのほか、1年次における補習授業として、「基礎英語」、「基礎数学」及び「基礎物理」を設け、高等学校の内容の復習を行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

工学部にフレックスコース（夜間主コース）としてシステム創成工学科を設置している。システム創成工学科では、夕方・夜間の開講科目だけで卒業に必要な単位数を充足できるように時間割を編成している。専門科目はもとより、基盤教育科目も米沢キャンパスで受講する体制を整えている。さらに、配属分野の要請や学生の希望に応じて、昼間コースの他学科科目も学科内で同様の科目が開講されていない限り、全て履修可能としている。学生は、1年次後期に開講される「キャリアパスセミナー」で各分野についての説明を受けて、希望に応じた分野に配属される。学生は、各分野の履修モデルを参考に、担任教員の指導の下で履修計画を立て、それに従って履修を行う。さらに、各分野2～3人のアドバイザー教員が配置されており、担任教員の専門以外の分野について履修指導を支援している。また、入学時にプレースメントテストを行い、数学科目のクラス分けを行うとともに、点数が60%未満の学生に補習科目の受講を義務付

けている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程全体の学位授与方針は、次のように定められている。

「山形大学は、学部の教育課程が定める授業科目を履修し、基準となる単位数を修得した学生に「学士」の学位を授与する。これによって、以下の能力・知識・態度が身につけていることを保証する。

1. 専門分野において中核となる学術上の成果を修得し、これを社会生活や職場生活の場で実践的に活用する能力を持っている。
2. 健全な批判精神を持つ良識ある市民にふさわしい教養を身につけている。
3. 言語や情報処理に関する基礎的運用能力を持ち、現代社会に適応するためにそれらを向上させようとする態度を身につけている。
4. 探求心をもって自ら問題を発見し、論理的に思考し、解決に導く態度を身につけている。
5. 現代社会の様々な問題に関心を持ち、自己の意見を的確に主張するとともに、自らの責任を強く自覚し、問題解決のために多様な立場の人と協同することができる。」

上記を基に、必要に応じて、総括的な方針を示す学部から学科、学位授与単位に段階的に学位授与方針が定められており、学位を授与されるに値する能力として、「知識」、「技術」、「理解力」、「思考力」、「創造力」、「課題発見解決能力」、「コミュニケーション力」、「倫理観」、「意欲」、「社会人力」等に整理されている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準、単位認定基準、評価方法については、学生便覧（履修の手引き）と各科目のシラバスの「成績の評価」に明記するとともに、オリエンテーション等で説明し学生に周知を図っている。成績の評価は点数で行われ、100点を満点とし、60点以上を合格としている。なお、成績評価区分と付加されるGPについては、S：100～90点でGPは4、A：89～80点でGPは3、B：79～70点でGPは2、C：69～60点でGPは1、F：59～0点でGPは0である。この基準に従い、試験（中間・期末）、小テスト、レポート、実習、論文等に基づいて担当教員が評価し、最終的には教授会で決定する。また、学部の学務部会等において、成績評価基準、単位認定基準の点検を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-3③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

基盤教育及び各学部の専門教育において、成績分布の調査を実施し、評価の妥当性の検証を行っている。例えば、基盤教育においては、全科目の成績分布を担当教員に配付し、それに基づいて、成績評価等の著しい偏り等のないように相互チェックを行っている。また、学部においても、成績分布調査を基に評価の妥当性について検討しており、今後の進展が望まれる。

個々の学生に対しては、「YUサポーターシステム」において、アドバイザー教員が各学期に成績確認表を配付し、GPAや修得単位数に基づいた指導を行うことにより、評価の透明性を担保している。成績評価に疑義がある学生は、教務担当窓口、学習サポートルーム担当教員、アドバイザー教員、キャンパスハラスメント相談員を通して、成績評価の正確性について確認することが可能である。成績評価に対する質問への具体的な対応方法は各学部等によって異なるが、理学部においては、成績評価に対する質問方法も含めた成績評価に関する申合せを定め、成績評価の客観性及び厳格性の担保を図っている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-3-4④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

各学部において学位授与方針に沿って卒業認定基準が定められ、学生便覧及び履修の手引きに示されているとともに入学時のオリエンテーションにおいても説明がなされている。卒業認定は学務委員会（教務委員会）及び教授会における審議を経て決定される。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-1① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院課程全体の教育課程の編成・実施方針は、次のように定められている。

「山形大学の各研究科は、教育・研究の理念と目的に沿って組織的な教育・研究指導体制を編成し、学生が将来の見通しをもって研究に専念できるための教育・研究環境を用意する。

1. 身につけるべき研究能力や専門的能力を具体的かつ体系的に示し、これが実現できるように授業科目を配置する。
2. 学生の研究・技術開発や専門知識修得の進展に応じた研究指導と教育を実施し、能力育成のために十分な教育体制と研究環境を用意する。
3. 研究・技術開発や専門知識によって職業従事が可能となるような修学上の支援を行う。」

各研究科においても、上記の大学院課程全体の教育課程の編成・実施方針を基に、学習の系統性に配慮した教育課程の編成・実施方針が定められている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-2② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

各研究科において、授与する学位の内容や水準に到達した人材を育成するため、教育課程の編成・実施

方針に対応して、専門領域の基礎から先端分野に及ぶ体系的な講義、実習、演習等の教育課程を編成し、高度な専門的知識を修得するための専門科目の配置や、実践的な能力育成のための特別演習、特別研究等の科目の配置を行っている。

なお、授与される学位は、修士課程及び博士前期課程では修士であり、専攻分野に応じ、文学、政策科学、臨床心理学、学術、看護学、医科学、理学、工学又は農学の名称を付している。博士課程及び博士後期課程では博士であり、専攻分野に応じ、医学、看護学、医科学、理学、工学又は学術の名称を付している。また、専門職学位課程では教職修士（専門職）の学位が授与される。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各研究科において、学生の専門性に配慮したコース別の教育課程を編成するとともに、幅広い専門科目を受講可能とし、かつ語学やキャリア教育科目等も開講して、学生の多様なニーズに込えている。また、各教員の研究活動を反映した教育を行うとともに、各分野で活躍している国内外の専門家を非常勤講師として招いて特別講義を開講するなど、学術の発展動向にも配慮をしている。さらに、現代社会が抱える医療問題や教育問題等社会的なニーズに配慮し、対応できる教育課程の編成や授業科目の開設が行われている。

医学系研究科及び理工学研究科においては、博士前期・後期課程（医学系研究科医学専攻では博士課程）とともに秋季入学に対応し、多様な教育機会を提供している。修士課程のみ設置されている農学研究科では、博士後期課程進学希望者に対しては岩手大学大学院連合農学研究科において引き続き教育・研究指導を行う体制を整備している。

平成19年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」への採択に続き、平成24年度に文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択された「東北がんプロフェッショナル養成推進プラン」（申請校：東北大学）により、医学系研究科に専門コースを設け、社会的ニーズの高いがんを幅広い視点から専門的に診療できる医療従事者養成に取り組んでいる。

平成24年度に文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム（オンリーワン型）」に「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」が採択され、平成25年度より、理工学研究科（工学系）において、単一分野にとらわれない横断的な知識・技術習得を目指すフレキシブルな5年一貫教育によって、有機材料の価値を創成するグローバルリーダーの育成が行われている。

大学院規則第14条において、「教育上有益と認めるときは、他の大学院との協定に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」と規定している。また、同規則第15条において、「教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、委員会の議を経て、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したとみなすことができる。」と規定している。理工学研究科（工学系）においては、入学志望の当該大学工学部の学生が、当該大学院の授業を受講することを認めており、その単位については大学院入学後に認定されることとしている。

さらに、研究科ごとに、授業改善アンケートを在学中の大学院学生に実施し、学生の要望を把握することに努めている。農学研究科では、同時に保護者アンケートも実施し、別の視点から学生のニーズの把握

を行っている。また、FD研修会を通じた教育内容等の改善（医学系研究科）、学外委員が入る運営協議会等の要望を受けた教育課程の改訂（教育実践研究科）等、各研究科の運営形態に即した学内外のニーズの反映に努めている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各研究科の教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針に基づき、専攻ごとの特色に応じて、講義、演習、実習等をバランス良く開講しており、例えば、農学研究科においては、専攻の特性に応じて講義科目と演習科目の比率を、生物生産学専攻では1：2、生物資源学専攻では1：4、生物環境学専攻では1：1にしている。輪講やセミナー等の研究室単位で行う授業形態では、少人数による対話・討論型の授業が行われている。また、理工学研究科においては、フィールドワーク、企業研修、海外研修等の多様な授業が開講されており、教育実践研究科においては、専攻に関連する分野の諸問題を解決するための事例研究やワークショップ、調査・試行等を行い、その成果を討論する授業が開講されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、各研究科において、年間35週の授業期間を設け、前期・後期各15回の授業を開講するとともに、補講期間も設けて授業時間の確保に努めている。

各研究科の履修規程及びシラバスには、修得すべき単位と修得するための学習方法がそれぞれ示してある。また、シラバスには、受講に際しての予習・復習の在り方及び授業計画を示している。各研究科において、指導教員が履修指導を行うことにより、学生が無理なく必要な科目を履修できるようにしている。各授業においても予習・復習のほか、レポートを課すなど、授業時間外の学習を求めている。研究科によっては、学生アンケートによって学生の予習・復習時間や授業の進捗の適切さを把握する、カリキュラム・授業改善委員会を介して該当単位にふさわしい授業であったかのチェックを行うなど、研究科の特性に合った単位の实質化への配慮を行っている。教育実践研究科においては、履修単位の上限を半期20単位に定め、学生が過剰に履修しないよう制限している。平成24年度の学生生活実態調査において、学生の授業に関する予習復習時間について調査した結果によると、1日当たり平均約1.3時間の予習復習を行っている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がおおむねなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各研究科で開講される講義・演習の内容については、シラバスを作成し、ウェブサイトで公開するとともに、研究科によっては冊子として学生に配付している。社会文化システム研究科では、シラバスをウェブサイトで公開する形ではなく、冊子として学生に配付している。シラバスには、授業概要、到達目標、キーワード、授業計画（授業の方法・日程）、学習の方法（受講のあり方、授業時間外学習へのアドバイス）、成績の評価（基準・方法）等が記述されているが、毎回の授業内容について、学生にわかりやすい形で記載

されていないものも見られ、より一層の充実が望まれる。

学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて、履修科目の選択の際にシラバスを参照するよう指導している。また、指導教員による履修指導の際にもシラバスが利用されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、授業内容の確認や科目選択の際の資料等に利用されていると判断する。

5-5-4 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

理工学研究科ものづくり技術経営学専攻では、定員の約半数が社会人学生であるため、土曜日に講義科目を集中させており、午前から夜間にわたって講義を開講している。また、長期履修制度を導入している。社会人ではない留学生には、月曜日から金曜日まで、日本語関連の科目を設定しており、日本語1級の資格を取得する留学生も多くなるなど、実績が上がっている。

教育実践研究科においては、2年次の授業を夜間、土・日曜日等の休日あるいは長期休業に開講することとし、必修科目については、土曜日に開講し、勤務校等との協議を行い、履修に支障のないように調整するとともに、実習期間中は、職務専念義務を免除し、命令による研修扱いとしている。このような措置をとったことにより、設置以来全ての現職教員が修了している。また、この点については、オリエンテーション等で周知するとともに、指導教員が個別に履修指導を行い、授業担当者も学生と相談しながら授業を実施している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける学生等に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-5 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-6 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

各研究科では、それぞれの研究科履修規程に基づき、学生に対する研究指導及び学位論文作成指導のため、主指導教員を置くことが定められている。また、指導体制を充実させるために、博士前期課程の多くと博士後期課程では、1人ないし2人の副指導教員を配置しており、1人の学生に対して複数の教員が指導できる体制となっている。各研究科においては、研究計画作成についての授業を開講する、学生が提出した研究計画書に基づいて指導するなどにより、研究計画作成から論文作成に至るまでの過程を無理なく進められる指導体制を構築している。博士後期課程では、学位論文作成に当たって、中間発表会を行い、指導教員らのアドバイスを受け、さらに充実した学位論文が作成できるよう指導が行われている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-1 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院課程全体の学位授与方針は、次のように定められている。

「山形大学の各研究科は、教育・研究の理念や目的に沿った教育課程を修了し、研究科が行う修士論文あるいは博士論文の審査及び試験、またはこれに相当する授業科目に合格し、これによって以下のような研究能力や技術開発能力、高度な専門的知識を修得した者に学位を授与する。

1. 修士課程・博士前期課程・専門職学位課程にあつては、幅広く深い知識を備え、専門分野における研究能力や技術開発能力、あるいは高度な専門職を担うための能力を獲得している。
2. 博士課程・博士後期課程にあつては、学界に寄与する優れた研究の推進、あるいは先端的な技術開発の貢献によって、研究者として、高度な専門職従事者として十分自立して活動できる能力を持っている。」

上記を基に、必要に応じて、総括的な方針を示す研究科から専攻、学位授与単位に段階的に学位授与方針が定められており、学位を授与されるに値する能力として、「学識・専門知識」、「研究遂行能力」、「応用力」、「成果発信・コミュニケーション力」、「専門技術」、「実践能力」、「課題発見解決能力」、「思考力」、「創造力」、「倫理観」、「主体性」等に整理されている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

各研究科において、成績評価基準が、研究科・専攻の履修規程、シラバス等に明記されており、学生に対して周知が図られている。成績評価及び単位認定については、各研究科の成績評価基準に基づいて、実施されている。成績の評価は、S : 100~90 点、A : 89~80 点、B : 79~70 点、C : 69~60 点、F : 59~0 点であり、「C」以上の成績を修めた者に履修単位を認めている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の客観性・厳格性を担保するために、シラバスに成績評価基準を明記している。また、評価結果に疑義が生じた場合には、シラバスに記載されたオフィスアワーを利用して担当教員に確認するか、指導教員、教務担当窓口又は教務担当教員を介して確認することが可能である。理工学研究科においては、成績評価に関する申合せに成績に対する質問の取扱いを定め、学生便覧にも明記している。各研究科では、成績評価・単位認定について研究科委員会での審議を経て認定している。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

各研究科の学位論文に係る評価基準が策定され、便覧等に明記されており、学生に周知を図っている。なお、学位論文に係る評価基準については、一部の研究科で見直しが行われ、平成26年2月までに新たに

策定されている。学位授与審査については、主指導教員及び副指導教員等で構成される審査会等において、審査が行われた後、最終的に研究科委員会において、修了認定が実施されている。

教育実践研究科においては、修了認定基準が履修規程に定められ、履修の手引きに明記されている。修了判定は、所定の単位を修得した者につき、「教職実践プレゼンテーションⅡ」の最終報告書の評価に基づいて行っている。この科目は、総括評価科目であり、最終的には報告書の提出を義務付け、発表会を実施している。審査は、主査1人と副査2人が中心となって行い、また、山形県教育委員会の担当者を招き、その審査を評価の参考にしており、当日評価を行う山形県教育委員会関係者とは、事前に学生指導担当教員が打合せを行い、評価の項目と基準の確認を行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 21 年度に文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択された「到達目標を明確にした自己実現学習システム」において、学習ポートフォリオシステムを開発し、同システムを用いて、各学部において教育課程の妥当性の検証等に着手している。
- 平成 20 年度に文部科学省「戦略的・大学連携推進事業」に採択された「大学コンソーシアムやまがたを基盤とする地域教育研究機能の強化」により、支援期間終了後も基盤教育において最上川学に関する授業を展開している。
- 平成 24 年度に文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「美しい山形を活用した社会人力育成山形講座の展開」において、単位互換のシステムを活用し、山形県内高等教育機関、自治体、商工会議所等の連携による共同教育により学生の社会人力の育成を進めている。
- 平成 25 年度に文部科学省大学COC事業に「自立分散型（地域）社会システムを構築し、運営する人材の育成」が採択され、地域が必要とする人材の育成につながる教育、そのために必要な研究、及び研究・教育・文化・医療等の分野における社会貢献を通して、地域社会の要請に積極的に応え、地域の再生・活性化に継続的に寄与し得るシステムの実現を目指している。
- 平成 19 年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」への採択に続き、平成 24 年度に文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択された「東北がんプロフェッショナル養成推進プラン」（申請校：東北大学）により、医学系研究科に専門コースを設け、社会的ニーズの高いがんを幅広い視点から専門的に診療できる医療従事者養成に取り組んでいる。
- 平成 24 年度に文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム（オンリーワン型）」に「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」が採択され、平成 25 年度より、理工学研究科（工学系）において、単一分野にとらわれない横断的な知識・技術習得を目指すフレキシブルな5年一貫教育によって、有機材料の価値を創成するグローバルリーダーの育成が行われている。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

基盤教育において、単位修得状況は、平成24年度では94%近くの学生が単位を修得し、過去5年間（平成20～24年度）の履修成績のGPAは2.51～2.64である。2年次への進級条件を定めている医学部・工学部・農学部に進級状況も、過去5年間の平均は医学部97%、工学部95%、農学部98%と高い進級率になっている。

各学部の卒業の状況については、過去5年間の平均をみると、標準修業年限内卒業率は、人文学部では85%、地域教育文化学部（旧学科）では90%、理学部では80%、医学部では84%、工学部では80%、農学部（旧学科）では88%となっている。また、標準修業年限×1.5年内卒業率では、人文学部では92%、地域教育文化学部（旧学科）では95%、理学部では90%、医学部では95%、工学部では89%、農学部（旧学科）では93%となっている。

卒業研究については、工学部・農学部は発表会を広く公開している。各学部ともに、教員による審査により、学科、コース、専攻の専門性に即した高度な内容であると評価されている。また、地域教育文化学部（旧学科）では教員免許の取得率が地域教育学科では87%、学部全体では60%で、学校図書館司書教諭資格取得者も毎年複数人いる。さらに、医学部では、医師国家試験の合格率が平成14～23年度までの10年間にわたり、全国順位が国立大学中15位以内で、平成23年度の看護師・保健師の国家試験合格率は100%である。

大学院の修了の状況については、過去5年間の平均をみると、標準修業年限内修了率は、社会文化システム研究科では83%、地域教育文化研究科では100%、農学研究科では83%、医学系研究科博士前期課程では72%、理工学研究科（理学系）博士前期課程では86%、理工学研究科（工学系）博士前期課程では76%、医学系研究科博士課程では44%、医学系研究科博士後期課程では40%、理工学研究科（理学系）博士後期課程では49%、理工学研究科（工学系）博士後期課程では25%、専門職学位課程教育実践研究科では94%となっている。また、標準修業年限×1.5年内修了率では、社会文化システム研究科では96%、地域教育文化研究科では100%、農学研究科では88%、医学系研究科博士前期課程では80%、理工学研究科（理学系）博士前期課程では91%、理工学研究科（工学系）博士前期課程では94%、医学系研究科博士課程では68%、医学系研究科博士後期課程では71%、理工学研究科（理学系）博士後期課程では71%、理工学研究科（工学系）博士後期課程では62%、専門職学位課程教育実践研究科では95%となっている。

また、学生の研究活動等においては、学会やコンクール等で受賞する、スポーツを専攻する学生がユニバーシアードの日本代表に選抜されるなどの成果があり、学部、学科等のウェブサイトで紹介されている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

基盤教育においては、授業評価アンケートの結果をみると、授業に対する総合満足度を示す数値は4点以上（5点満点）を示している。

各学部においては、授業評価又は教育成果アンケート結果をみると、おおむね各授業に対する評価は高く肯定的であり、在学中において社会人基礎力として重要なコミュニケーション能力や学部の専門教育にとって重要な幅広い知識・技能等の獲得がなされ、大学4年間を通じた達成度、満足度は高い。

大学院においては、アンケートによる達成度や満足度の評価でもおおむね高く、例えば社会文化システム研究科は満足度が5段階評価で4以上である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

各学部の卒業生の進学率については、過去5年間の平均をみると、人文学部では5%、地域教育文化学部（旧学科）では10%、理学部では47%、医学部看護学科では16%、工学部では47%、農学部（旧学科）では27%となっている。また、卒業生の就職率については、過去5年間の平均をみると、人文学部では78%、地域教育文化学部（旧学科）では74%、理学部では43%、医学部看護学科では78%、工学部では46%、農学部（旧学科）では64%となっている。また、医学部医学科では93%が研修医になっている。したがって、厳しい就職環境にもかかわらず、80%以上の学生が卒業時に進学又は就職等を決めている。

大学院の就職率については、過去5年間の平均をみると、社会文化システム研究科修士課程では54%、地域教育文化研究科修士課程では70%、農学研究科修士課程では75%、医学系研究科博士前期課程では85%、理工学研究科（理学系）博士前期課程では78%、理工学研究科（工学系）博士前期課程では89%、医学系研究科博士課程では92%、医学系研究科博士後期課程では82%、理工学研究科（理学系）博士後期課程では48%、理工学研究科（工学系）博士後期課程では60%、専門職学位課程教育実践研究科では100%となっている。理工学研究科（理学系）博士後期課程を除き、修了生の過半数が修了時に就職している。

卒業生及び修了生の就職状況については、学部学生の45.6%、大学院学生の24.9%が山形県又は宮城県内へ就職しており、その就職先をみると、地方公共団体、地元製造業、食品関係企業、教員、文化・スポーツ関連企業等であり、地域に貢献している。なお、関東地区への就職者の割合は、学部学生31.2%、大学院学生53.1%、東海地区の割合は学部学生3.9%、大学院学生6.8%となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

各学部において卒業生に対するアンケートや就職先に対するアンケート、就職支援委員会等が各教育委員会、企業等を直接訪問した際に意見聴取した結果からみると、人文学部では卒業生が同学部を卒業したことに9割以上が満足し、就職先の8割以上の企業が同学部の卒業生を採用したことに満足していると答えている。地域教育文化学部では満足度調査で5段階評価の3以上であり、就職先の評価も高い。理学部でも満足度調査や就職先の評価は高い。工学部では満足度調査の項目である講義内容、試験内容、教員の熱意、後輩に工学部を薦められるかの各項目で5段階評価の3以上となっている。就職先の調査でも工学的基礎力、プレゼンテーション力、英語力、問題解決能力、計画立案能力の項目いずれでも5段階評価の

3以上となっている。医学部では、通常の教育課程で行われている講義・演習・実習が実際に役立っているという回答が多い。農学部では、卒業生を対象としたアンケートの大学4年間の達成感について聞いた項目で、88.2%が「あった」又は「ややあった」と回答している。

大学院においては、社会文化システム研究科では講義の充実・演習ゼミの充実・論文作成の指導の適切さ等教育に対する満足度は高い。地域教育文化研究科では満足度調査において研究科で得た知識や技能が実社会で活躍する上で役立つと回答した学生が14項目の能力で5段階評価の3以上となっている。理工学研究科（理学系）では修了生・就職先の調査で高い評価を得ている。理工学研究科（工学系）博士前期課程では講義内容・試験内容・教員の熱意・後輩に理工学研究科を薦められるかの項目でいずれも5段階評価の3以上である。就職先の調査でも修了生に対する工学的基礎力、プレゼンテーション能力、英語力、問題解決能力、計画立案能力いずれの項目でも5段階評価3以上である。医学系研究科では修了生が通常の教育課程で行われている講義・演習・実習が現場で活かされていると答えている。農学研究科では、大学院進学のための目的の達成に関する項目で、8人中7人が「十分達成」又は「ある程度達成」と回答している。教育実践研究科では、専門職学位課程として学習成果を確認する追跡調査を実施し、学習成果が上がっていることを確認している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 医師国家試験合格率は、平成14年度以降10年にわたり高い合格率を維持している。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、小白川キャンパス、飯田キャンパス、米沢キャンパス、鶴岡キャンパスの4つの主要キャンパスを有し、その校地面積は小白川キャンパスが123,085㎡、飯田キャンパスが190,722㎡、米沢キャンパスが152,392㎡、鶴岡キャンパスが62,506㎡である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計273,011㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

キャンパスごとに、教育研究活動を展開する上で必要な講義棟、研究棟等の主要施設に加え、教育研究に必要な附属施設が整備され活用されている。耐震基準を満たしていない建物は順次耐震補強を行い整備している。

施設・設備のバリアフリー化については、身体に障害を有する学生への対応や「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」等により整備が行われている。その後も大学施設の地域開放促進により、施設のアクセシビリティ向上を図るため、キャンパスのユニバーサルデザインに取り組んでいる。また、建物内外へのスロープの設置によるバリアフリー化、駐車スペースの確保等を行っている。

安全・防犯面への配慮については、外灯を設置し、各建物への入口は時間外には許可された者以外入れないようにセキュリティ管理を行っている。また、薬品等を取り扱う学部では、安全衛生委員会が巡視を行い、薬品庫等の壁面固定やガスボンベの転倒防止策を進めている。さらに、実験系の学部では実験事故に対応するための緊急用シャワーを建物の各階に設置している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

山形大学通信・情報ネットワーク（YUnet）システムは、4キャンパス間及びキャンパス内の建物間をGigabit Ethernetで接続するとともに、全学におよそ5,000か所の情報コンセントを設置し、全学の教職員・学生に100Mbps又は1Gbps以上の通信速度のネットワークを提供している。YUnetは主要4キャンパスのほか、附属学校、農学部附属やまがたフィールド科学センター、総合研究所、東京サテライト等大学関連施設にも整備され、教職員・学生が学内LANを利用できるようになっている。各学部の共有スペースや図書館には無線LANが整備され、ログイン認証と暗号化通信の下、持ち込みパソコンやスマートフォンで安全にインターネットを利用できる。

学外との通信は、小白川キャンパスから学術情報ネットワークの山形DC（データセンター）まで専用回線が整備され、全学のインターネット利用に供されている。

情報ネットワークセンターは、情報処理用コンピューターシステムを管理運用し、電子メール、科学技術計算、UNIX 実習、LMS、オンライン外国語学習等の I T サービスを全学の教職員・学生に提供している。

また、情報処理関連の授業や学生の自主学習に利用できるパソコンとして、全キャンパスで 643 台（小白川キャンパス 298 台、飯田キャンパス 151 台、米沢キャンパス 133 台、鶴岡キャンパス 61 台）が設置され、活用されている。

キャンパス間の通信回線は、1 Gbps のファイバー専用線と 100Mbps の Ether 網とで冗長化され、障害が発生しても通信断が起きない回線となっている。通常時は、前者をデータ通信に、後者をキャンパス間の内線通話（VoIP）にと、設備を有効活用している。YUnet では、通信の安全性確保のため、ファイアウォールや通信監視システム等を多重に配備している。

情報処理用コンピューターシステムを構成する基幹システムは全て仮想化され、サービスが中断しないよう、キャンパス相互で補完し合える。平成 23 年度には情報ネットワークセンターに大型の自家発電設備が整備され、計画停電時もシステムを停止することなくサービスを提供することができる。また、SSO（シングルサインオン）が実現され、電子メール、サーバ実習、パソコン実習、LMS、オンライン外国語学習、無線 LAN 等で、システムやキャンパスの違いによる垣根がなくなっている。4 キャンパスのパソコンは、利用者のデータ及び利用環境を共有しており、どのキャンパスでログインしても、以前のログアウト時から継続的に利用でき、医学部、工学部、農学部学生のキャンパスの移動を伴う進級に対応している。

また、当該大学では、情報の適正管理のため、情報セキュリティ対策に関する基本方針を定め、安全の保持に努めている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

4 キャンパスに、それぞれ小白川図書館、医学部図書館、工学部図書館及び農学部図書館を設置している。

平成 20～24 年度の 4 つの図書館の入館者数の平均は約 580,000 人である。また、平成 20～24 年度の 4 つの図書館の館外貸出者数の平均は約 40,000 人である。

学生の主体的学習をサポートするため、I T 機器・電子ブック等を整備し、ハイブリッド図書館サービスを展開している。無線 LAN 及び情報コンセントが整備され、個人のパソコンからもインターネットに接続できるようになっている。

小白川図書館にはディスカッション可能なグループ学習用スペース「学習サポートプラザ」や 4～5 人用の個室「ニューメディア個室」、「共同研究室」があり、利用されている。ここで学習サポート AA の大学院学生が学部学生のレポート作成・情報検索指導等の学習支援を行っている。医学部図書館は、1 週間まで貸出可能な研究個室が整備されており、かつ大学院学生は閉館後も 24 時まで図書館を利用できるようになっている。工学部図書館には、少人数用のグループ学習室、個室の語学学習室が設置され、学生の自習等に活用されている。農学部図書館は、自習室等の設備はないが、学生 1 人当たり約 0.2 脚の閲覧席を

確保している。

学生用図書は授業担当教員の推薦図書、シラバス掲載の参考文献を全点収集し、学生から購入希望のあった図書等を優先的に購入している。

電子ジャーナル及びデータベース等の電子資料は学内から 24 時間利用でき、シボレス認証により学外からのアクセスが可能な資料もある。さらに、キーワードで統合検索できる。

また、開館日・利用時間帯は、学生・教職員の要望に応じ、設定している。例えば、平成 24 年 7～8 月に小白川図書館において図書館利用者にアンケートを行ったところ、開館時間の延長の要望があり、開館時間について、通常期平日は 8 時 45 分から 21 時までを 8 時 15 分から 22 時まで、通常期休日は 11 時から 18 時までを 10 時から 20 時までに変更している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

各学部及び基盤教育院では、自主的学習ができる多目的室や学生ホール、語学自習システム室、資料検索室、リフレッシュルーム等を設置し、試験の時期には自主学習のため教室の利用時間を延長するなど、学生が自主学習や勉強会、打ち合わせ等に活用できる環境を整えている。医学部では、講義室や情報ネットワークセンターの実習室等を授業時間外に学生の自主学習用に開放している。さらに、医学部附属病院では改修工事に際して各フロアに臨床実習学生用の学生室を設置している。また、各図書館でも、閲覧室を学生の自主学習に開放しているほか、個人ないしグループでの学習や研究に使用できるスペース等を提供している。

情報ネットワークセンターの実習室は 19 時まで、基盤教育棟のマルチメディア室は 21 時まで開放されている。マルチメディア室の利用件数は、平成 23 年 7 月から平成 24 年 7 月までの約 1 年間で延べ約 17,000 人に利用されている。LMS やオンライン外国語学習等は、学外からも自由に利用することができ、自宅における自主学習に供されている。

なお、大学院学生には、上記に加えて、所属する専攻等において専用の机が個別に与えられている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学習サポート制度、アドバイザー制度及び GPA 制度の 3 つの柱で構成されている「YU サポートイングリッシュシステム」において、個々の学生に割り当てられたアドバイザー教員が、学生との面談時に履修や専門選択の指導・助言を行っているほか、学習サポートルームにおいても履修相談に応じている。

基盤教育の授業科目についてのガイダンスは、入学時と後期開始時のオリエンテーションにおいて行われている。また、各学期開始時に、学習相談室を開設し、授業科目の選択に関するアドバイスを行っている。さらに、平成 25 年度には、4 月に 2、3 年次を中心とした学生が新生にアドバイスを行う履修登録方法相談会を開催している。学科ごとに開講されている導入科目の「スタートアップセミナー」においても、履修計画作成方法の指導や研究室見学等、在学中における学習イメージの確立を促す指導を行っている。そのほかの各授業においても、初回にガイダンスを行い、学生の適切な履修科目選定を支援している。

各学部においては、入学時及び 2 年次進級時のオリエンテーションを実施し、履修科目選択等の指導を行っている。学部によっては、各学期の初めにガイダンスを実施している。また、学生の分野選択等に当たってのガイダンスについては、アドバイザー教員との面談又は各学部のガイダンス等の中で行われている。

る。編入学生に対するオリエンテーションも実施されている。

2年次に学生がコースを選択する人文学部と農学部においては、1年次後期のオリエンテーション（人文学部）、必修の夏期集中講義科目「基礎農学セミナー」（農学部）においてコース選択についての説明を行っている。2年次に教育プログラムを決定する地域教育文化学部においては、1年次の前期及び後期のオリエンテーションにおいて各コースにおける教育プログラム選択について説明を行い、2年次前期にアドバイザー教員との懇談会において教育プログラムを確定している。

大学院においても入学時にオリエンテーションを実施している。研究科によっては、指導教員によるガイダンスに加えて、各年度あるいは各学期の初めにガイダンスを実施し、指導を行っている。履修科目は、指導教員の指導の下に決定することとなっており、幅広くかつ体系的な学修がなされるよう個別指導がなされている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

教員ごとにオフィスアワーをシラバスに明示し、学生からの相談や要望を受ける機会を設けている。1年次前期に必修科目として開講する「スタートアップセミナー」において、担当教員が授業科目選択や学習相談に応じている。また、1年次から「YUサポーターシステム」、特に学習サポートルームを通じたアドバイザー教員への連絡体制がとられ、2年次以降の学習指導への継続性が図られている。2～4年次及び大学院課程では、専門ごとのガイダンスが各学期の初めに実施されている。

修学上、特別な支援が必要な学生に対しては、学生ごとのアドバイザー教員・研究指導教員が個別に学習相談を行っているほか、学部共通専任教員がカウンセリング等をする（理学部）、教務委員会・厚生委員会委員・担当教員が休学・復学・留年者と面談する（医学部）などの支援を行っている。また、障害を有する学生に対しては、小白川キャンパスにおいては、聴覚に障害を有する学生を支援できるように、学生ボランティアを募り、手話講座や要約筆記（ノートテイク）の講習会を実施し、各学部においても、例えば、車いす使用学生に対し、要望に応じて教育委員会等で検討の上、支援を行うなど状況に応じた対応をしている。

留学生にはチューターによる学習支援を行うほか、各図書館に毎年一定数の留学生用図書（日本語教科書・参考書等）を整備している。人文学部・地域教育文化学部では、年1回留学生懇談会を設け、学習環境に関わる要望を聴取し対応している。工学部では、工学部国際交流センターが留学生を対象とした日本語課外補講や図書館ガイダンス等の学習支援を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

サークル活動を支援する施設として、各キャンパスに集会室、課外活動共用施設、サークル棟、陸上競技場、野球場、テニスコート、体育館、柔道場、剣道場、弓道場、屋外プール等の施設があり、小白川キャン

ンパスでは、体育館とサークル棟の建て替えを行い、飯田キャンパスでは、サークル棟の新築、体育館の改修を行っている。

サークル数は、小白川キャンパスが体育系 62、文化系 50、飯田キャンパスが体育系 20、文化系 10、米沢キャンパスが体育系 32、文化系 27、鶴岡キャンパスが体育系 28、文化系 14 で、各サークルに顧問教員を置き、指導・助言に当たっている。必要な場合には、活動スペース、机、椅子、照明器具等の物品・備品の貸出を行っており、財政面では大学や同窓会からも支援を行っている。また、山形市、米沢市及び鶴岡市に 4 キャンパスが分散しており、サークル活動での移動にかかる学生の負担軽減のため、平成 24 年度の行事の際にキャンパス間の移動のために無料の送迎バスを運行している。

学部独自の学生組織であるゼミナール協議会・模擬裁判実行委員会（人文学部）・学友会（地域教育文化学部）にも学部や学部後援会からの支援が行われている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

全学的には学生生活実態調査により、生活状況、学業、課外活動、卒業後の進路、大学生生活全般等を把握している。より正確にニーズを把握するため、平成 21 年度まで 5 年ごとだった同調査を 3 年ごとに行うこととし、平成 24 年度に第 5 回調査を実施している。また、学生の声を聞くための意見箱を設置し、学生からの様々なニーズを受ける機会とすることや、学生の厚生補導を担当する職員を配置して対応している。さらに、小白川キャンパスの学生センター内に設けている「なんでも相談コーナー」では、学生への適切な相談窓口を紹介している。また、併せてアドバイザー教員及び指導教員が学生のニーズ把握に努めるとともに、相談に当たっている。

保健管理センターでは医師・看護師が健康面での、カウンセラーがメンタルな面での相談に応じている。医師・カウンセラーは英語による相談も受け付けている。

障害を有する学生に対しては、全学的に施設をバリアフリー対応にし、また、保健管理センター等の医師・看護師・カウンセラーが個別に対応している。各学部においても、積雪時に移動が困難であると申し出た障害を有する学生に対し、教育委員会等で検討の上、自家用車の構内への入構を許可するなどの対応を行っている。

留学生に対しては、チューターを割り当てて支援を行っているほか、留学支援担当職員と留学生教育担当教員が連携して、相談に応じている。工学部では工学部国際交流センターを設置し、就職相談や奨学金申請書作成指導等の留学生支援に当たっている。

キャンパス・ハラスメントについては、防止委員会を設置し、キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程やガイドラインに基づき、各学部・事務局等に相談員を配置し、対応を行っている。啓発活動として、外部講師を招いて、キャンパス・ハラスメント防止講演会、キャンパス・ハラスメント相談員研修会等が行われ、各部局においても研修会等が行われている。また、学生に対しては、新入生オリエンテーションの際に、リーフレットを配付し、キャンパス・ハラスメントについて説明が行われている。

就職等進路については、小白川キャンパスにキャリアサポートセンター、米沢キャンパスにキャリアサービスセンター、鶴岡キャンパスに就職情報室を置き、ハローワークとも連携して就職活動の支援を行っている。また、基盤教育において 1 年次から社会的・職業的自立を図る教育にも取り組んでいる。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

日本学生支援機構の奨学金貸与者は、平成 24 年度は学部学生の 49%で、平成 16 年度の 33%から大幅に増加している。地方公共団体等からの奨学金も大学院学生を含め 64 人が貸与・給付を受けている。

独自の奨学金事業として、「山澤進奨学金」、「エリアキャンパスもがみ土田秀也奨学金」、「YU Do Best 奨学金」及び「学生支援基金奨学金」がある。全学的な奨学制度に加え、工学部独自の奨学制度として、被災学生支援基金を設置し東日本大震災で被災した学生を対象に返還不要の奨学金を支給している。

また、入学料、授業料免除制度を有するほか、東日本大震災被災者を対象に平成 23 年度から学部入学試験検定料を免除している。

さらに、授業料の納付方法も年 1 回払い、年 2 回払い、年 10 回均等払い、年 10 回ボーナス併用払いの 4 種類から選択できるようにしている。

留学生に対する経済面の援助としては、日本学生支援機構の私費外国人留学生学習奨励費給付制度等により奨学金の支給を受けている私費外国人留学生（短期留学生は除く。）は、平成 24 年度は総計 44 人である。また、授業料免除を受けている私費外国人留学生は、平成 24 年度前期は全額免除が 70 人、半額免除が 8 人であり、平成 24 年度後期は全額免除 67 人、半額免除が 20 人である。

学生寮は、山形地区（小白川キャンパス及び飯田キャンパス）に 3 寮、米沢地区（米沢キャンパス）と鶴岡地区（鶴岡キャンパス）各 1 寮を設置している。山形地区は定員をほぼ満たしているが、米沢地区は老朽化のため充足率は 55.2%であり、早急な対応が望まれる。鶴岡地区では全面改修を行い、平成 25 年 4 月から入寮を開始している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学習サポート制度、アドバイザー制度及び GPA 制度の 3 つの柱で構成されている「YU サポートシステム」により、アドバイザー教員が中心となって機能的に学生への支援・助言を行っている。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

大学の教育研究活動等の状況について、自己点検・評価に係る取組体制として、評価担当の副学長を室長とする評価分析室を設置し、各種評価業務に取り組んでいる。今回の認証評価に係る自己点検・評価についても同室が担当し、各部局の自己点検・評価結果を全学的観点から精査し、結果を各部局にフィードバックすることで、各部局の改善を促している。平成 24 年度には、評価分析室の下に認証評価専門部を設置して、教育方法等の改善及び教育の社会連携に関する業務を行う教育開発連携支援センターと連携しながら、各部局における自己点検・評価の結果に基づき、全学の自己点検・評価を行っている。

また、教育開発連携支援センターにおいて、大学教員の教育能力の向上と授業方法の改善のため、教育・学生委員会及び各部局と連携の下、FD 合宿セミナーをはじめとする各種のFD事業を実施し、その成果を大学の教育改革に反映させている。

学部においては、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための組織として、目標評価委員会（人文学部）やブラッシュアップ室（工学部）等の委員会・部会等を設け、授業評価アンケートの結果やGPA分布調査、学生自身による達成度チェック等から学習成果に対する点検・評価を行っている。

各研究科においても、その特性に合わせた独自の取組により教育の質保証や改善に取り組んでおり、例えば、社会文化システム研究科では大学院学生懇談会及び授業改善アンケートを実施し、その結果について教務厚生部会で検討の上、研究科委員会に報告することで各教員にフィードバックしている。また、教育実践研究科では、授業公開を行い、その際に外部の教育専門家にアンケートを求め授業改善に活用している。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学長オフィスアワーを設け、ウェブサイトで実施日時を知らせ、学生・教職員と直接対話し、大学運営に資する取組を行っている。

学生の授業や教育方法に関する意見聴取の重要な機会として、各部局においてアンケート等による定期的な授業評価が実施されている。その結果は、教員にフィードバックされ、各部局の教務委員会等での検

討を経て、教育の質の改善・向上に活用されている。しかし、一部の学部においては、授業評価アンケートが学生に公表されておらず、アンケート結果の概要等を学生に公表することが望まれる。

基盤教育院では、学生との座談会を実施し、基盤教育を受講した感想や授業改善に向けた意見を得て、その内容を『基盤教育評価改善報告書』、『基盤教育だより』及びウェブサイトに掲載し、教員へフィードバックすることにより、各教員の教育改善を促している。そのほかにも各学部においてそれぞれ取組が行われており、例えば人文学部では、FD活動の一環としての学生との座談会等を実施し、学生からの意見を汲み上げている。平成22年には、地域教育文化学部、理学部の教員も参加して、授業方法の改善に関する学部の枠を超えたシンポジウムを開催している。さらに、平成23年1月には、授業評価アンケートについて学生との座談会を開催し、アンケート項目やシラバスの記述に関しての学生の意見を聴取している。その結果は、授業評価アンケート項目の改訂に結び付いている。また、授業評価アンケートに添付の教員の意見記述欄は、教員側からの意見聴取の機会として設けている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

山形県内の各分野において優れた識見を有する者を、学長が顧問として委嘱し、大学運営、教育研究の発展及び地域貢献の推進を図るための各種施策について、総合的・専門的見地から助言等を得て、大学運営に活かしている。また、各学部の教育研究の質の向上及び運営の活性化を図ることを目的に、全学的な自己点検・評価として、組織評価（部局業務実績評価）を行っており、その審議に際して学外者の意見を反映させている。さらに、学内外の学識経験者からなる学士課程教育に係るアドバイザーボードを設置し、3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針）の点検に当たっている。

一部の学部にあつては、外部評価委員会を開催し、学外関係者による意見を求め、それらによって得られた教育方法の改善に関わる知見は、学部の委員会等で活用している。さらに、卒業生・修了生・就職先を対象としてアンケート等による調査を実施し、教育課程についての意見を収集しているほか、毎年開催している保護者会で保護者の意見を、就職説明会等の機会に企業からの意見を聴き、それを教育の質の改善・向上に活かしている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FD活動として、教育開発連携支援センターが中心となり、他の大学・短期大学・高等専門学校と連携し、授業改善、教育課程・教育制度改革等のFD活動を行うFDネットワーク「つばさ」を企画し、活動を推進している。FD合宿セミナーを毎年1回開催し、平成25年度で13回目を数え、30人の教員が参加し、その成果を大学の教育改革に反映させている。また、平成24年度に文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「東日本広域の大学間連携による教育の質保証・向上システムの構築」において、FDネットワーク「つばさ」の実績を基盤として、効率的かつ実質的な教育の質保証・向上システムを確立することを目的とし、学生が自己学習力と社会人基礎力を身に付けることを目標にプロジェクトを実施している。

また、学部での取組としては、学部専門教育の教育課程改善のためのFD講演会やワークショップ、ア

ドバイザー制度を中心として、学生指導の方法改善に資するためのFD講演会、学生のメンタルヘルスのケアに関する講演会等が開催されている。

さらに、新規採用教員に対し、4月に新規採用教員研修を実施し、学長、理事等が講師として大学の運営方針についての理解を深めるとともに、教育や学生支援についての各種ワークショップを通じて新任教員のスキルアップを図っている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-2② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

職員に対する研修については、職員就業規則に基づき職員研修規程を定め、職務の遂行に必要な能力・資質の向上を図ることとしている。職員研修の一環として平成22年度より事務職員及び教室系技術職員を対象とし、研修プロジェクトを公募・支援する「自己啓発支援プロジェクト」を実施しており、学生支援や技術支援等についてのプロジェクトも多く採択されている。また、東北地区の大学と合同で実施されている東北地区学生指導研修会に毎年職員を派遣し、学生指導職員の資質向上を図っている。平成24年度は当該大学が幹事校として開催に当たり、8人の職員が研修に参加している。

学生の実験・実習を補助する技術職員に対しては、所属部局における内部研修のほか、国立大学協会東北地区支部が主催する技術職員研修へ毎年参加させるなど、技術職員としての資質向上に努めている。

TAに対しては、授業科目が、講義、実験、実習と内容が多様であるため、TAの役割を周知させた上で、担当教員が個別に教育活動の質を向上させるための指導を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成24年度に文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「東日本広域の大学間連携による教育の質保証・向上システムの構築」において、東日本広域圏の国公立の大学・短期大学・高等専門学校が連携するFDネットワーク「つばさ」の実績を基盤として、効率的かつ実質的な教育の質保証・向上システムを確立することを目的とし、学生が自己学習力と社会人基礎力を身に付けることを目標にプロジェクトを実施している。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-1① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 24 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 96,595,860 千円、流動資産 11,585,556 千円であり、資産合計 108,181,416 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 33,310,742 千円、流動負債 11,187,185 千円であり、負債合計 44,497,927 千円である。これらの負債のうち、国立大学財務・経営センター債務負担金 2,620,295 千円及び長期借入金 16,568,021 千円の用途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 2,375,944 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-1② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 20 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-1③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会等の議を経て教職員の意見及び学外有識者の提言・意見をj得て役員会で決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成24年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用37,380,777千円、経常収益37,172,661千円、経常損失208,116千円、当期純損失416,873千円であるが、目的積立金66,244千円を取り崩すことにより、当期総損失350,629千円となっている。また、貸借対照表における利益剰余金2,478,551千円となっている。

経常損失の主なものは、給与削減措置と運営費交付金削減額との間に差額が生じたもの及び平成25年度で措置される附属病院及び米沢キャンパスにおける移転費・建物新営設備費を学内負担で行ったことによるものであり、平成25年度の附属病院収入は計画を上回っている状況から、経常損益は改善する見込みである。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度、経営協議会及び役員会の審議を経て、学内予算編成方針を学長が決定し、それに基づく予算学内配分案を作成し、経営協議会及び役員会の審議を経て、学長が決定している。

さらに、教育研究活動に要する経費については、運営費交付金が削減される中でほぼ同額の配分額を確保し、戦略的配分経費を充実して、発展性のある教育研究活動に対して有効的に予算を配分している。

また、施設・設備に対する予算配分については、設備整備に関するマスタープランを策定して老朽化・陳腐化した教育研究等の設備を計画的に更新し、設備整備費を継続して確保するとともに、施設整備費に関しても全学的な施設整備計画を考慮し、施設整備補助金等と合わせて、施設整備のための経費を確保している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書が作成され、会計事務統括責任者の承認を得て学長に提出され、経営協議会の審議に付し役員会の議決を受け、会計監査人監査及び監事監査を経た後、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事監査については、監事監査実施基準に基づき、学内各組織に対する業務監査及び財務に関する監査を行っている。

会計監査人監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により国立大学法人法に基づき、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を受けている。

内部監査については、学長直轄の組織として設置された監査室が、年度当初に内部監査計画を策定し、内部監査規程に基づき、全学の会計業務に関する内部監査及び科学研究費補助金等の公的研究費監査を行っている。

また、内部監査規程において、監事及び会計監査人と連携し、的確かつ効果的な監査の実施に努めるものと規定されており、その業務遂行に当たり連携が図られている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

国立大学法人法に基づき、役員として、学長、理事5人及び監事2人を置き、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設け、管理運営に関する重要事項を審議している。役員会は迅速な意思決定を行うため原則毎週1回開催するとともに、毎朝、学長室で役員ミーティングを開き、管理運営全般について意見交換を行っている。また、全学的な連絡調整や部局間の意思疎通を図るため、部局長懇談会を開き、理事・学部長等から喫緊の課題等について話題提供を行っている。各学部・研究科には学部教授会・研究科委員会を置き、それぞれの組織の管理運営に当たっている。さらに、学長特別補佐1人を置き、学長の職務のうち特定事項を補佐している。監査体制としては、監事監査に加え、学長直轄の監査室を設置し内部監査体制の強化を図り、適正な管理運営に努めている。

事務組織については、事務組織規程及び事務所掌規程に基づき、本部事務を所管する事務局と各学部事務を所管する事務部を4つのキャンパスにそれぞれ配置している。また、各事務部相互間における円滑な事務運営を図ること及び業務改善の推進等事務に関する諸問題について審議を行うため事務協議会を設置している。

危機管理等に係る体制については、発生する又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、全学的な基本規則として、平成20年11月に危機管理規程を制定するとともに、危機管理委員会規程、危機管理対応指針、各キャンパスの危機管理マニュアル等を策定し体制整備を図っている。また、平成23年3月に発生した東日本大震災の対応状況を踏まえ、関係規則やマニュアルの見直しを行うとともに、新たに、教職員が携行できるよう名刺サイズの「危機発生時の緊急連絡先一覧」を作成し、全教職員に配付している。

また、安全衛生管理については、各事業場に安全衛生委員会を設置し職場環境の改善を図るとともに、全学の安全衛生管理委員会において各事業場間の連絡調整等を行っている。

さらに、研究費の不正使用防止については、競争的資金等の不正使用防止等に関する規程等を制定し、学長、担当理事及び各学部長を責任者として不正防止計画を推進するため、適正経理管理室を設置するなど、研究費の不正使用防止に努めている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員及び学生については、学長オフィスアワー、また、事務職員については、学長と事務職員とのティータイム・ミーティング、学外関係者については、顧問会議により意見聴取し、大学の管理運営に反

映させている。各学部・研究科においても、学生については授業アンケートの実施や投書箱の設置等を通じて、また、教員については教授会や各種委員会等において、意見やニーズをそれぞれ把握し、活用されている。

また、7人の学外有識者を経営協議会委員とし大学運営に関し意見を聴く機会を設けるとともに、毎年度大学の自己点検・評価として実施している組織評価に経営協議会の学外委員を評価者に加え、部局長ヒアリングの際に意見聴取し、各部局の管理運営に活用している。各学部・研究科においても、学外関係者が参加して設置されている協議会等を通じて学外の意見やニーズを把握し、運営に反映している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法に基づき、2人の監事（常勤・非常勤各1人）を置き、大学の業務全般の監査を行うとともに、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の重要な会議に出席し、意見を述べるができる体制をとっている。また、大学の管理運営に関する諸業務及び会計処理に関して、必要に応じて助言・指導を行っている。監事監査に当たっては、監事監査実施基準及び監事監査計画に基づき、事務局各部及び各部局の責任者等との面談等による現況把握等を定期・臨時に実施し、監査結果は監事監査結果報告書としてまとめられ、学長に提出されるとともに、ウェブサイトに掲載され教職員に周知が図られている。また、各理事を中心に監事監査結果のフォローアップを行い、役員会に報告するとともに、改善に向けた取組を推進し大学運営に活用している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員に対し、職位ごとの役割を理解するための階層別研修、専門研修、能力向上研修及び自己啓発研修からなる4つの研修体系を整備し、計画的に研修を実施することにより、職場内でのコミュニケーションや事務系列ごとの実務知識の習得に努めている。また、教育開発連携支援センターが企画・運営しているFDネットワーク「つばさ」において、平成21年度より毎年大学間連携SD（スタッフ・ディベロップメント）研修会を実施しており、職員も参加している。さらに、平成18年度からジョブローテーション制度を導入し、計画的な人事配置を行うことで組織的な人材養成を行っている。

また、役員及び事務職員を国立大学協会や東北地区ブロック等で開催する研修に積極的に参加させ、資質向上に努めている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

平成18年度から各部局の教育研究の質の向上及び運営の活性化を図ることを目的に、全学的な自己点検・評価として、組織評価を行っている。

具体的には、各部局における①運営、②教育、③研究、④社会連携、⑤診療（附属病院のみ）活動の自

己点検・評価に基づき、経営協議会委員による審査を経て役員会で評価を行っている。

組織評価の特徴としては、①評価の公平性を確保するために、経営協議会委員が評価者として加わっていること、②評価結果に応じて学部にインセンティブ経費を配分していることの2点が挙げられる。なお、審査は、様式化されたデータ、学部概要等による書類審査と、経営協議会委員による当該部局長へのヒアリングを取り入れて実施している。

一方、組織評価が対象としていない部局も含めた総合的な活動状況については、国立大学法人評価に係る各年度計画の自己点検・評価を実施している。毎年度、中間と最終の2回の自己点検・評価に基づいて全学の評価分析室において報告書を取りまとめている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

自己評価として取り組んでいる組織評価について、学長、理事、医学部附属病院長の7人と学外有識者7人で構成する経営協議会で審査を行うことにより、当該大学の活動に深い理解を持つ学外者の判断が入ることで、より適正に行うことができる制度を構築し、評価を実施している。

独自に行っている自己評価以外でも、平成18年度に実施された大学機関別認証評価においては、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしているとの評価結果を得ている。

さらに、教育実践研究科教職実践専攻においては、平成23年度に教員養成評価機構による認証評価を受け、同機構の教職大学院評価基準に適合していると認定されている。

また、国立大学法人評価委員会による中期目標期間の業務実績評価の状況は、平成16～19年度までの評価では、全ての項目で中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」であり、さらに、平成20、21年度の状況を踏まえた結果、全ての項目で中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」であるとの評価を受けている。

そのほか理学部及び工学部の一部の学科でJABEE認定に伴う外部評価等を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

平成18年度から実施している組織評価では、業績評価結果を当該学部へ通知することにより課題解決が図られるとともに、評価結果に応じたインセンティブ経費を配分して教育研究の充実に資する制度としている。インセンティブ経費は、予算の約4割を8部局（6学部、基盤教育院、附属病院）に一定額を均等に基礎配分し、予算の残り6割を評価結果に基づき、A（特筆すべき状況にある）、B（良好である）、C（概ね良好である）の3区分によるランク付けを行い、区分ごとに傾斜して配分額を定め配分している。

また、平成18年度に実施された大学機関別認証評価で指摘された大学院教育学研究科教科教育専攻の教員配置状況については、その後、平成21年度の教育学研究科の改組及び教育実践研究科の設置により改善されている。さらに、入学定員超過率が高いと指摘された理工学研究科機能高分子工学専攻については、平成23年以後入学定員充足率が1.16で改善されていたが、平成25年度は1.36と高くなっている。また、図書館の開館時間の更なる延長を希望する自主的学習意欲の高い学生への対応については、図書館利用者にアンケートを実施し、開館時間の延長を行っている。

平成23年度に実施された教職大学院認証評価での問題点や改善を要する事項については、改善に向け検討を進めている。

山形大学

第1期中期目標評価期間に係る業務の実績に関する評価において、「人間教育重視の観点から、教養教育と専門教育を連携させた教育実施体制を充実させる」について、教養教育と専門教育を連携させた教育実施体制が充実されたとは認められない旨の指摘を受けたが、学士課程全体を見通し、学生に求められる内容を体系的に編成した基盤教育を平成22年度から新たに開始することにより改善を図っている。また、個人情報保護に関する危機管理への対応が乏しい旨の指摘も受けたが、ファイルサーバへの情報の一括管理等情報セキュリティ対策の強化を図った結果、平成23年度業務実績評価においては改善が認められている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 毎年、部局の組織評価を実施し、3区分によるランク付けを行い、区分によってインセンティブ経費を傾斜配分している。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学の目的、基本理念及び中期目標・中期計画については、ウェブサイトに掲載し公表している。また、基本理念については、山形大学の将来構想、結城プラン、大学概要、大学案内、学生生活ハンドブック等の各種印刷物に掲載し、教職員及び学生に配付して周知を図るとともに、平成 24 年度には中期目標・中期計画を教職員が共有するためにハンドブックを作成し全教職員に配付している。

さらに、教職員に対しては新規採用教職員研修時に、学生に対しては入学時のオリエンテーションや各学部・研究科のガイダンスで説明を行っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、ウェブサイトの「教育情報の公表」のページにおいて公表し、周知を図っている。また、入学者受入方針については大学案内や入学者選抜要項で明示し、入学志望者に周知を図っている。教育課程の編成・実施方針、学位授与方針については、学部・研究科の学生便覧において明示し、学生及び教職員に周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育情報の公表については、ウェブサイトに掲載している。また、自己点検・評価の実施状況、財務諸表等のほか、教員の研究活動に関する情報についても、研究者情報や研究シーズ集としてウェブサイトに掲載している。

さらに、国立大学法人法及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律による公表は、ウェブサイトに「情報公開」として掲載している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 山形大学

(2) 所在地 山形県山形市

(3) 学部等の構成

学部： 人文学部、地域教育文化学部、理学部、
医学部、工学部、農学部

研究科： 社会文化システム研究科、
地域教育文化研究科、医学系研究科、
理工学研究科、農学研究科、
教育実践研究科

別科： 養護教諭特別別科

附置研究所： 該当なし

関連施設：基盤教育院、附属幼稚園、附属小学校、附属
中学校、附属特別支援学校、小白川図書館、保健管理
センター、東北創生研究所、附属博物館、情報ネット
ワークセンター、教育開発連携支援センター、人文学
部附属ナスカ研究所、地域教育文化学部附属教職研究
総合センター、高感度加速器質量分析センター、理学
部放射性同位元素実験室、理学部裏磐梯湖沼実験所、
医学部附属病院、医学部図書館、医学部メディカルサ
イエンス推進研究所、医学部附属動物実験施設、医学
部遺伝子実験施設、医学部教育研究支援センター、医
学部 RI センター、医学部総合教育センター、医学部
がんセンター、環境保全センター、工学部図書館、国
際事業化研究センター、有機エレクトロニクス研究セ
ンター、有機エレクトロニクスイノベーションセンタ
ー、工学部学術情報基盤センター、ものづくりセンタ
ー、工学部国際交流センター、農学部附属やまがたフ
ィールド科学センター、農学部図書館、農学部遺伝子
実験室、農学部学術情報基盤センター、農学部放射性
同位元素実験室

(4) 学生数及び教員数（平成25年5月1日現在）

学生数：学部 7,695 人、大学院 1,288 人

別科 36 人

専任教員数：865 人

助手数：3 人

2 特徴

○東日本でも有数の規模を誇る総合大学

山形大学は、人文学部、地域教育文化学部、理学部、
医学部、工学部及び農学部の6学部、修士課程3研究科、
博士課程2研究科、専門職学位課程1研究科並びに別科
を有している。また、岩手大学を設置校とする岩手大学
大学院連合農学研究科に参画しており、東日本でも有数
の規模を誇る総合大学である。

○長い歴史と伝統

山形大学は、昭和24年に新制大学に統合される以前
からの山形高等学校、山形師範学校、山形青年師範学校、
米沢工業専門学校及び山形県立農林専門学校の長い歴史
と伝統を受け継いでおり、その時々必要とされる教育
研究に対応するように組織改革を行い、これまで多くの
有為な人材を社会に送り出している。

○山形県内に広がる4つのキャンパス

山形大学は、山形市、米沢市及び鶴岡市の3地区にま
たがり、4つのキャンパスがある。

人文学部、地域教育文化学部、理学部のある小白川キ
ャンパス及び医学部のある飯田キャンパスは、山形県の
県都山形市に、工学部のある米沢キャンパスは、米沢織
物業に発する工業の町米沢市に、また、農学部のある鶴
岡キャンパスは、日本有数の米どころ庄内平野の中心に
ある鶴岡市にそれぞれ位置し、各キャンパス間をネット
ワークで結び連携を図りながら、それぞれの地域の特徴
を活かした教育と研究を行っている。

○充実した基盤教育

山形大学では、平成22年度から従来の教養教育を
「基盤教育」と改め、4年間の学士課程教育の基盤とな
る教育を行っている。基盤教育は、広い視野から物事を
見る力や変動する社会の中で主体的に考え判断できる力
を養うとともに、大学において学問を実践するために必
要な基本的能力を身に付けることを目的に充実したカリ
キュラムで実施されている。このため、全学の教員が、
それぞれの専門領域から選りすぐった授業テーマを、
様々な切り口で教授することになっている。また、少数
でのセミナーや、情報処理教育、実践的語学教育等によ
り、将来必要な基本的なスキル（技能）を身に付けるこ
とを目標としている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

山形大学の基本理念

山形大学は、「自然と人間の共生」をテーマとして、次の5つの基本理念に沿って、教育、研究及び地域貢献に全力で取り組み、キラリと光る存在感のある大学を目指す。

1 学生教育を中心とする大学創り

何よりも学生を大切にし、学生が主体的に学ぶ活気のある大学を目指す。

2 豊かな人間性と高い専門性の育成

健全な批判精神に裏付けされた幅広い教養を基に豊かな人間性を育み、基礎学力と高い専門性を基盤として課題発見・解決能力に優れた人材を育成する。

3 「知」の創造

人類の諸課題を解決するため山形大学独自の先進的研究を推進する。

4 地域及び国際社会との連携

自然環境保全を意識し、地域に根ざして世界をリードしていく大学を目指す。

5 不断の自己改革

計画・実行・評価・改善の改革サイクルによる不断の自己点検評価を行い、基本理念を実現するために大学改革を継続する。

（学部・研究科等ごとの目的）

学士課程の目的

山形大学は、教育基本法の本質にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し知的道徳的及び応用的能力を展開させて、平和的民主的な国家社会の形成に寄与し、文化の向上及び産業の振興に貢献することを目的及び使命とする。

○人文学部の目的

人文科学と社会科学の教育研究を通して、これらの諸分野の基礎的知識と技能を教授し、独創性と柔軟性をもって、地域社会から要請される諸課題や国際化に対応できる能力と広い視野を備えた人材の育成を目的とする。

○地域教育文化学部の目的

地域における教育・芸術・スポーツ・国際交流・生活に関わる領域を広く地域文化にとらえ、地域社会の活性化を文化的側面から支え、地域社会の個性的な発展に積極的に寄与する専門的素養を持った人材の育成を目的とする。

○理学部の目的

自然科学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探求力を教授し、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、社会の要請に対し、独創性と柔軟性をもって対応できる自然科学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。

○医学部の目的

地域医療の中核として医療レベルの向上のために不断の努力をはらっていく中で、専門分野における最新の知識・技術とともに、医療人としての認識を高め、それにふさわしい態度を習得させる。さらに、これを生涯にわたって主体的に研鑽することのできる持続的向上心を持った医師・看護職者の育成を目的とする。

○工学部の目的

自ら新分野を開拓する能力を育てる大学を理念とし、人類の幸福のため広い視野と健全な価値観、深い専門知識を持ち、忍耐強く実践する力、創造力、自主的行動力、コミュニケーション力を有する技術者の育成を目的とする。

○農学部の目的

地球規模での食料、資源・エネルギー、環境問題の解決に向けて、食料、生命、環境科学に関して強い好奇心と探求心を育み、専門知識や技術を深めるとともに、課題解決能力や他専門分野からの視点も反映できるバランスの取れた総合的判断力を身につけた人材の育成を目的とする。

大学院課程の目的

山形大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

○社会文化システム研究科の目的

広範な基礎学力と高度な専門性に基づいて、社会と文化を一つのシステムとして総合的に把握し、文化現象や社会現象の今日的課題に積極的に取り組み、分析し、解決できる能力を持った人材の養成を目的とする。

○地域教育文化研究科の目的

専攻分野における学識を深め、実践的な問題解決能力を付与するとともに、知識・技術を総合的に駆使することができる高度な専門性を修得させる。もって、地域の人々の豊かな文化的・精神的生活の維持・向上を促進し牽引する人材を養成することを目的とする。

○医学系研究科の目的

高度な技能と研究能力を併せ持つ臨床専門領域の指導者並びに臨床医学の素養を有する医学系研究者を養成するとともに、医療水準の向上に関わる最先端の医学情報を発信する卓越した教育研究拠点を形成することを目的とする。

○理工学研究科の目的

種々の分野で先端科学技術を将来にわたり維持し発展させるために、広範な基礎学力に基づいた高度の専門知識と能力を備えた、柔軟で独創性豊かな科学者及び技術者の養成を目的とする。

○農学研究科の目的

学術研究の高度化と優れた研究者の養成、高度専門職業人の養成と社会人の再教育及び教育研究を通じた国際交流の推進を目標として、幅広い知識とともに深い専門性を身につけ、創造力を豊かに発揮できる高度な知的能力を持った人材の養成を目的とする。

専門職学位課程

○教育実践研究科の目的

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

別科

○養護教諭特別別科の目的

養護教諭特別別科は、養護教諭の養成を目的とする。